

近世後期、江戸近郊農村における 醤油醸造業の展開

落合功

(受付 2004年5月6日)

はじめに

近世関東における醤油醸造業をめぐる研究は、江戸地廻り経済の議論と密接になされてきた。篠田壽夫の「造醤油業は幕府の江戸地廻り経済圈育成政策にとって優等生であった。」¹⁾という指摘に代表されるように、関東の醤油市場は、近世前期、下り醤油にもっぱら依存していたが、近世後期になるにつれ、地廻り醤油によって賄われるようになる。この点を幕府の政策的側面として位置付ける点は、さらなる議論が必要と思われるものの、関東各地に大規模醸造家が簇生し、江戸市場を始めとして関東各地へ送られた点は事実である²⁾。

一方、醤油醸造業史の研究を概観すると、大規模醸造地域である銚子・龍野を素材とし検討が進められている。特に長谷川彰『近世特產物流通史論—龍野醤油と幕藩制市場—』³⁾は、龍野における最大の醸造家として知ら

1) 篠田壽夫「江戸地廻り経済圏とヤマサ醤油」林玲子編『醤油醸造業史の研究』1990年、同論文は以前「銚子造醤油仲間の研究—江戸地廻り経済圏の一断面—」『地方史研究』129号に収録している。なお、本稿は、拙稿「江戸近郊農村における醤油醸造業—武州多摩郡江古田村、山崎喜兵衛家を素材として—」(林玲子天野雅敏編『東と西の醤油史』1999年)を改稿したものである。

2) 林玲子「銚子醤油醸造業の開始と展開」(林玲子編『醤油醸造業史の研究』1990年)によると、享保11年(1726)の江戸入津醤油の約4分の3が下り醤油であった。しかし文政4年(1821)には江戸入津の醤油のうち、ほとんどが関東諸国から出荷された醤油になっていた。

3) 1993年、柏書房

れる円尾家の経営文書を駆使し、市場・価格・経営の問題点を多角的に分析した成果ということができるだろう。また、林玲子編『醤油醸造業史の研究』⁴⁾は、銚子の醤油醸造業について、主としてヤマサ醤油株式会社文書を素材とし、近世初期から昭和までを扱った成果として知られる。両書は、多くの書評も出されているので、本論では述べないが⁵⁾、いずれも膨大な史料を駆使した実証的・理論的成果であり、醤油醸造業史研究のみならず、在来産業論としても大きな影響を与えていている。

また他方で、中小規模の醸造家をめぐる研究も、いくつかの成果を見ることができるだろう。鈴木ゆり子「関東における醤油醸造業の展開」⁶⁾では、十九世紀以降に発展する大醸造家とともに、関東における中小規模の醸造家の動向に視点を据え、下総国香取郡伊能茂左衛門家を取り上げ、享保期の江戸市場の問題を中心に近世後期以降の経営動向について検討している。同「幕末期江戸近郊農村における醤油醸造—武州橘樹郡溝口村上田家を中心として—」⁷⁾では溝口村における醤油醸造業を素材とし、幕末期における醤油醸造経営について検討している⁸⁾。近世後期の江戸市場を考えるとき、問屋仲間とそれに対するアウトサイダー的存在が注目されるべき視点であるが、かかる点を含め、江戸及び周辺地域の醤油醸造業史を検討することは、近世後期の江戸地廻り経済の特質を考える上で重要な視角となるだろう。

本論は、武州多摩郡江古田村（現在の東京都中野区）の山崎家文書を素材とし、近世後期に醤油醸造業を営んだ喜兵衛家の経営動向を検討することが目的である。

4) 1990年、吉川弘文館

5) 長谷川彰『近世特產物流通史論』の一番最後に「醤油醸造業史研究文献目録」がある。

6) 『商人と流通—近世から近代へ—』（1992年）

7) 横浜近世史研究会編『幕末の農民群像』横浜開港資料館、1988年

8) 研究史については、長谷川彰氏が「醤油醸造業史の回顧と展望」（桃山学院大学『経済経営論集』第33巻第4号、1992年）で詳細な紹介を行っている。

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

対象地域である江古田村について、「品々御尋書上帳控」によると（寛政11年、1799）、「五穀之外、菜・大根・にんじん・茄子・白瓜・豆等多く作り江戸売出し候」と記載されている。江古田村で生産した作物は、商品作物として江戸へ送られていたのである。また同史料には「鍼師一名・修験一名・酒草履草鞋商六名（その内一名は、豆腐商売でもある。）・雜穀草履草鞋燈油商売一名・雜穀醤油造商売一名・道心一名」という記載が見られるように⁹⁾、江古田村は五穀生産を中心とした純農村地帯であった。

江古田村の喜兵衛家は、元文2年（1737）に徳兵衛家より分家した家であり、土地の集積と質屋渡世を行い家産を蓄積した新興の家である。その後、安永5年（1776）から醤油醸造業を開始し、家産を急速に増やしていく。村尾嘉陵が執筆した『嘉陵紀行』には¹⁰⁾、「田中の道を行はてゝ、少しのぼる所に、くろがねもて、たゝみつくれる様なる、大る庫三四見ゆ、山崎喜兵衛といふ醤油作りあきなふ者の家也けり…」と記載されているように、近世後期の喜兵衛家は、周辺地域の中でも広く醤油醸造を営む家として知られていた。また、こうした経済的有利性を背景として、近世初期以来の草分け百姓であった治右衛門・孫右衛門と共に、喜兵衛も近世後期には三組名主の一人として就任する。「店卸勘定帳」の中に「年貢立替納貸金」という記載が見られるが、年貢・役など村の負担を名主役である喜兵衛家が立て替えたものとして考えられる。

以上の点を踏まえつつ、本論では山崎喜兵衛家の醤油醸造業を素材とし、以下の三点について言及していくことにしたい。

まず第一に、山崎喜兵衛家（以下、喜兵衛家とする）は、安永5年（1776）に醤油醸造業を開始したわけだが、その資産をいかなる点に求めるかについてである。つまり醤油醸造の場合、原料→製品→現金という回転が即時的に行われるわけではない。醤油醸造開始に際し、諸道具購入に

9) 「品々御尋書上帳控」山崎家文書、この内、雜穀醤油造商売が本論で扱う山崎喜兵衛家である。

10) 『江戸叢書』巻の壱、1964年

対する資金と、製品としてできるまでに一年以上を要するという期間を前提とする必要があったのである。

第二に、喜兵衛家に見られる醤油醸造業は、専業として理解するよりも、むしろ家産蓄積の一つの手段として考えることができる。つまり喜兵衛家における経営は、醤油醸造業ばかりでなく、同時期に質屋渡世・家質貸借経営などが行われている。これらの相互関係から理解する必要があるだろう。かかる視点に立ち、醤油醸造業の展開について検討していくことにしたい。

その上で第三に、醤油醸造業の経営の実態を明らかにすると共に、具体的な市場をどこに持つのか、またその規定要素を如何なる点に求めるのかという点について言及していくことにしたい。

なお、本論で扱う史料は、各年の「店卸帳」である。よって、同史料は資産（在庫額）を示したものであり、取扱量を示すものではない。この点に史料的な限界があることをあらかじめ指摘しておくことにしたい。

一、喜兵衛家の創始と醤油醸造業

喜兵衛家における、天保2年（1831）の醤油仕込石高は705石である。大規模醸造家とされる、ヤマサ醤油の仕込石高が同時期2000石前後であることを考えると¹¹⁾、江戸近郊の醸造家として、喜兵衛家の醤油醸造業は中規模醸造家として位置付けられるだろう。無論、創業当初からこれだけの仕込石高を有していたわけではない。最初は、2石の仕込石高から開始して

11) 谷本雅之「銚子醤油醸造業の経営動向」（林玲子編『醤油醸造業史の研究』1990年）によると、18世紀中葉のヤマサ醤油の仕込石高は800石程度であったが、1810年代には仕込石高は2000石前後の水準に達している点を指摘している。その後、文化13年（1816）頃を一つの到達点として、2000石程度で推移している。また、田中玄蕃家の醤油業経営を見ると、宝暦3年（1753）の300石から天明8年（1788）には600石、19世紀に入る頃には1500石弱になった。これらの仕込石高の推移から一九世紀初頭から明治初年代に至るまでが停滞基調として評価している。

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

いる¹²⁾。本項では、江古田村に展開した喜兵衛家の醤油醸造業の創始期について紹介し、最初に指摘した課題の一つである醤油醸造業の運用資金をいかなる点に求めたのかという課題を検討することにしよう。

喜兵衛家は、元文2年（1737）徳兵衛家から分家した。分家について「此家記録書之事」によると¹³⁾、「本手金七拾両ニ田畠八反歩貰世帶相続キ候」と記載されている。喜兵衛家は本百姓として充分な8反歩と共に70両の本手金を得て分家したのである。この70両を基礎に喜兵衛は質屋渡世を開始した。質屋渡世の開始時期は不明だが、40年後の安永七年（1778）の「店卸覚」によると¹⁴⁾、金質・銭質の合せて258両2分が資産としてあった。質屋渡世によって家産を増やし、安永6年から質屋渡世を休業し、醤油造渡世へと切り換えたのである。

当時を知ることができる史料は少ないが、創始時期である安永7年（1778）から10年（1781）までを記載した「店卸覚」を参照しながら、三代目喜兵衛が相続した天明6年（1786）の「店卸覚」を中心に検討することにしよう。まず最初に記載内容を明らかにするため、安永7年の記載を提示する¹⁵⁾。

<史料1>

覚

一金質 百四十五両弐分
一銭質 六百六十貫五十文
金して百十三両
一有金 三十九両弐分弐朱
一有銭 三百三十壱貫四百文
金して五十六両弐分弐朱

12) 「此家記録書之事」（山崎家文書）によると、「質屋商売相休醤油商売ニ相替リ初而二石仕込申候」と記載されている。

13) 「此家記録書之事」（山崎家文書）

14) 「安永七年から十年迄店卸覚」（山崎家文書）

15) 「安永七年から十年迄店卸覚」（山崎家文書）

一うり物懸り壱両
一せうゆ懸り七十四両
惣メ四百二十九両三分
此内預り金八十両引
残 三百四十九両三分也
錢相場五貫八百五十文
安永七年戊正月二十五日
二十両のび 喜兵衛戊年五拾七歳筆
怍太吉 戊年拾五歳

同史料を参照すると、安永6年に質屋渡世は休業しているものの、金質と錢質の合せて258両2分が質入分の資産として記載されている。また、現金として96両1分、醤油現物と考えられる「売り物懸かり」が1両¹⁶⁾、そして醤油原料などの「醤油懸り」として74両が記載されている。なお「預り金」の80両についての詳細は不明である。この点、翌年の記載によると「預り金拾両新屋・預り金七拾両水道町・給金預りメ拾両三分弐朱弥吉・給金預りメ六両弐分喜左衛門」との記載が見られる¹⁷⁾。「新屋」とは、醤油醸造場および釜屋の建設費用であり、「水道丁」は、醤油諸道具を買い受けた際の金額として考えられる¹⁸⁾。こうして考えると、安永6年に記載されている「預り金」は、設備投資に伴い出された醤油諸道具購入の金銭と考えられる。

以上の「店卸覚」について、表およびグラフにまとめたのが、それぞれ<表1>と<グラフ1>である。両者を参照すると、醤油造分の資産が急

16) 「此家記録書之事」を参考すると、安永六年の記載に「質屋商売相休醤油商売ニ相替リ初而二石仕込申候」と記載されており、恐らくこの2石分を「売り物懸かり」1両分として算出したものと考えられる。

17) 覚(安永九年)(山崎家文書)なお特に注記の無い場合、山崎家文書である。

18) 「此家記録書之事」によると、「醤油作場弐間半梁六間二間ニ三間之角屋、又二間ニ二間半釜屋ヲ立水道町甲州屋ト申醤油仕舞ニ而不残道具買請引取」との記載が見られる。

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

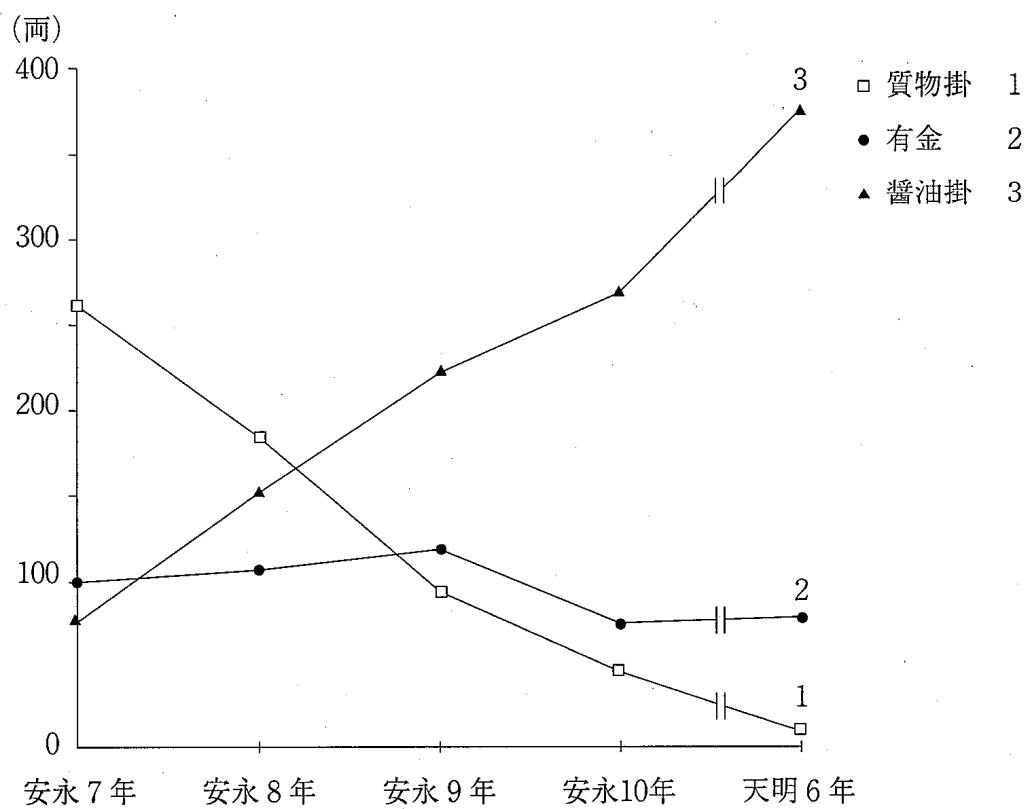
〈表1〉 安永期における喜兵衛家の店卸し額

	安永7年 (1778)	安永8年 (1779)	安永9年 (1780年)	安永10年 (1781)
	両	両	両	両
金 貨	145.20	117.10	93.12	47.20
錢 質	113.00	65.20		
有 金	39.22	16.02	117.12	75.22
有 錢	56.22	87.20		
売物掛	1.00	1.20		
醤油掛	74.00	149.00	221.00	270.00
合 計	429.30	437.10	349.10	383.02

(1) 「安永七年より十年迄店卸覚」を参照

(2) 単位は両、小数点以下は、分朱、錢価は省略

〈グラフ1〉 安永・天明期の喜兵衛家の店卸し額



(1) 「安永七年より十年迄店卸覚」を参照

増し、質屋渡世分の資産が急減している。これは、醤油醸造業の実施に伴い質屋渡世を休業したことが理由である。質屋を休業したにも関わらず、質屋渡世分の資産が無くならないのは、質入れした品物が請け戻されず、そのまま計上されたことが理由であるといえるだろう。

先に指摘した通り、醤油醸造業を行う際、醸造場・釜屋などの設備投資が必要とされる。この質屋渡世の休業により請け戻された際の現金を設備投資資金に充当することを通じて、資産の維持を可能としたのである。また、それはこうした質屋の休業に伴う資金調達の理由として、安永8年段階において店卸資産が9両3分の減額となるが、設備投資資金と共に原料から製品までの製造期間がおよそ1年かかることがあげられよう。つまり、醤油醸造業を開始する際、設備投資資金と仕込期間（およそ1年以上）の金銭的・時間的猶予を前提としたのである¹⁹⁾。こうした点は、質屋渡世などとは性格を異にする点である。これら金銭的・時間的猶予は、質屋渡世休業に伴う請け戻し分を資金として充当することで対応したのである²⁰⁾。

二、文化・文政期の山崎家の経営

先の項目では、質屋渡世によって得られた資金を元手として、醤油醸造業が行われたことを明らかにした。本項では山崎家の経営について、全盛期として考えられる文化・文政期の実態を明らかにし、同家の経営構造について具体的な分析を試みたい。

本項で扱う時期は、享和4年（1804）から天保2年（1831）であるが、最初に史料の性格について指摘しておきたい。享和4年の「店おろし之事」（=文化元年、1804）のみが、一紙であり、その他の時期とは文書形態の有り方としては性格を異にする。文化3年（1806）から天保2年（1831）ま

19) 製造期間におよそ一年ほど必要であることは、注32を参照されたい。

20) 長谷川彰『近世特產物流通史論』によると、円尾家も延享期に利貸業から醤油醸造業へと転換している。

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

では、二冊の「店勘定覚帳」にまとめられており、統一的に調べることが可能である。これらを一括して「店卸帳」とし、それを参照にしながら作成したのが、<表2>から<表7>である。これらを参照しながら分析を進めることにしよう。

I 「店卸帳」について

店卸帳を検討する前に、記載内容が時期により異なることから、本項目で扱う時期としては最も古い享和4年（1804）の店おろしを題材に、全体的な概要・個別文言の理解と、個別項目における分析について紹介することにしよう²¹⁾。

<史料2>

（端裏書）

「

子年正月二十五日

店おろし相改メ

」

亥年分

店おろし之事

1 一金六百四十五両三分四匁五分	仕込六百二十七石五斗
2 一金八百拾六両六匁壹分八厘	質物掛金也
3 一金百六両三分六匁四分三厘	小麦三百七拾四俵
4 一金四拾七両五匁七分六厘	大豆百四拾八俵
5 一金四拾五両五匁四分五厘	米百二十四俵
6 一金四拾三両三分壹匁五分弐厘	有醤油江戸出し共ニ
7 一金拾両ト八匁五分壹厘	酒樽買置掛金

21) 本項目の内容は、特に記載が無い限り、山崎家文書の「享和四年店卸帳」「文化三年より十一年迄店卸勘定覚帳」「文化十二年より天保二年迄店卸勘定覚帳」の三点を参考にしている。

〈表2〉 享和4年～文化6年における喜兵衛家の経営

		享和4年 (1804)		文化3年 (1806)		文化4年 (1807)		文化5年 (1808)		文化6年 (1809)	
		金貨	銀貨	金貨	銀貨	金貨	銀貨	金貨	銀貨	金貨	銀貨
質屋経営	質物掛金	816.00	6.18	694.00	633.10	5.10	657.00	0.33	647.02		
醤油経営	仕込	645.30	4.50	855.22	777.20	8.00	702.30		725.00		
	小麦	106.30	6.43	186.30	165.00	14.16	136.10		132.00	8.20	
	大豆	47.00	5.76	46.20	81.20	6.60	50.00	14.40	71.20	5.40	
	塩	2.00									
製品	江戸醤油	43.30	1.52	81.20	73.30	6.00	72.20	3.00	109.32	6.00	
	所々醤油代	292.10	12.30	100.10	206.20	4.85	120.10	6.75	106.22		
	醤油粕見切代	20.00			20.00		20.00		20.00		
桶・樽	酒樽	10.00	8.51	13.00	8.20		18.10		11.22		
	醤油樽・本樽・古樽	4.00		5.22			6.00	6.80	6.22		
	和泉屋樽代預け	19.00	8.56								
	樽繩買置分				1.00						
	桶屋喜八方貸金	28.00	9.70	26.00	23.00		20.00		20.00		
槓	槓山関係分	35.00		65.00	63.22		50.00		55.00		
雜穀	米	45.00	5.45	30.00	39.10	3.00	43.10	7.10	82.20	5.80	
	蕎麦						0.20	6.00			
家質・貸借	山崎屋新兵衛払残かし			50.20			131.30	11.15	130.00		
	新屋久兵衛拾年賦貸金	50.00		50.00	50.00		50.00		50.00		
	同人当時諸色貸金	50.00	2.32	47.30	47.30		44.10		90.00		
	本所髪結床掛金	140.00		85.00	85.00		85.00		85.00		
	小右衛門孫七当時貸								35.00		
	引又鍵屋弥兵衛貸金	150.00		150.00	150.00		150.00		150.00		
	今井太郎兵衛貸金	212.00		200.00	200.00		200.00		200.00		
	紙屋長四郎持地面証文預かし			200.00	300.00		450.00		400.00		
	今川様御用立						40.00		40.00		
	中庄村右衛門用立						18.00		18.00		
	練馬村吉五郎用立						40.00				
	練馬孫右衛門貸金								40.00		
	八成幸四郎用立						30.00		25.00		
	伊勢屋吉右衛門時貸						50.00		50.00		
	本所清四郎当時かし								20.00		
	諸々貸金			294.12	366.00		225.22		138.30		
その他	水車掛金						50.00		50.00		
	木綿類						13.30	4.60	3.20	10.00	
	その他						6.00				
有金	大判								20.00		
	有金	532.00		704.20	946.10		916.02		1151.20		
	有銭	110.00		123.10	96.20	5.50	158.02	1.23	226.10	2.40	
合計		3355.20	12.00	4029.22	4335.10	0.75	4556.22	0.12	4911.20	0.40	

(1) 各年「店卸勘定帳」参照

(2) 金貨の単位は両、小数点以下は分朱、銀貨の単位は匁

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

〈表3〉 文化7年～11年における喜兵衛家の経営

		文化7年 (1810)	文化8年 (1811)		文化9年 (1812)		文化10年 (1813)		文化11年 (1814)	
		金貨	金貨	銀貨	金貨	銀貨	金貨	銀貨	金貨	銀貨
質屋経営	質物掛金	735.00	696.32	2.00	652.00	7.50	611.00	8.12	651.20	
	質屋貸金				11.20		7.30	3.00		
醤油経営	仕込	761.30	739.30	5.50	846.00	4.26	807.10		695.10	
	小麦	164.00	89.00	14.00	114.30	6.64	181.00		177.00	0.62
	大豆	58.30	57.00	0.60	49.10	2.14	23.10	4.10	102.10	6.10
	塩		12.30	4.23	5.00		7.00	5.45	37.00	13.30
	塩大豆前金渡分						42.00			
製品	江戸醤油代	82.20	99.20	6.00	43.10		77.10	6.30	89.00	5.00
	所々醤油代	129.30	181.20		225.00	4.11	232.00	5.33	225.10	14.50
	千駄木出店醤油代勘定						20.10		32.30	
	中野店醤油代勘定						14.00			
	醤油粕見切代	20.00	20.00		20.00		20.00		20.00	
	みせ帳面時貸						1.20			
桶・樽	酒樽		15.10	1.50						
	本・古樽	21.00	5.00	11.75	12.30	15.00	90.00	2.20	14.30	11.00
	樽繩買置分	6.00	3.30							
	桶屋喜八方貸金	20.00	14.00		9.00					
	桶屋弥太郎樽代前貸		5.00		5.00					
楨	楨山関係分	57.00	40.00		40.00		24.00		36.00	
	奉公人	奉公人給金借過					11.30			
雜穀	米	67.30	45.00	13.00	70.30	3.84	65.30	14.58	90.30	22.57
	蕎麦		0.20	10.00					0.20	7.60
	小豆								0.10	2.10
家質・貸借	山崎屋新兵衛払残かし	107.22	100.00		100.00					
	新(山崎)屋久兵衛拾年賦貸金	90.00			90.00					
	同人当時諸色貸金		120.00							
	山崎屋久兵衛時貸				90.00					
	本所髪結床掛金	112.00	112.00							
	小右衛門孫七当時貸	35.00	35.00							
	鍵屋弥兵衛貸金	150.00	150.00							
	今井太郎兵衛貸金	200.00	200.00							
	紙屋長四郎持地面証文預かし	500.00	250.00							
	今川様御用立	60.00	40.00							
	千駄木出店本金渡						400.00		432.30	
	中庄村右衛門用立	18.00	18.00							
	練馬孫右衛門貸金	40.00	15.00							
	八成幸四郎用立	24.00	23.20							
	伊勢屋吉右衛門時貸	226.00								
	酒屋利右衛門貸金	25.00								
	車屋善左衛門貸金	50.00								
	幡ヶ谷正嚴寺貸金	20.00	20.00							
	本田屋敷用立金	500.00								
その他	寺町川久之家質		100.00							
	板橋源五郎		20.00							
	利右衛門清兵衛貸金		25.00							
	水道町平野屋次右衛門家質		200.00							
	市ヶ谷谷町三才所家質		630.00							
	諸々貸金	66.22	75.30		125.10					
	家質金利足当時貸		185.20		164.10		180.00			
	家質金差出金子高				2594.30		2562.00		2567.20	7.50
	水車掛金		50.00							
	木綿類	2.30			5.30	1.50	7.10			
有金	大判	20.00	20.00		20.00		20.00		20.00	
	有金	709.00	1041.10		679.00		326.10		747.20	7.50
	有錢	160.00	233.20	4.28	193.00		69.20	12.50	69.10	
合計		5239.20	5690.20		6077.00		5801.20	5.57	5978.00	7.79

- (1) 各年「店卸勘定帳」参照
(2) 金貨の単位は両、小数点以下は分朱、銀貨の単位は匁

〈表4〉 文化12年～文政2年における喜兵衛家の経営

		文化12年 (1815)		文化13年 (1816)		文化14年 (1817)		文化15年 (1818)		文政2年 (1819)	
		金貨	銀貨	金貨	銀貨	金貨	銀貨	金貨	銀貨	金貨	銀貨
質屋経営	質物掛金	686.00		688.20		714.00	751.00			681.00	
	質屋貸金	15.00		18.10		14.00	15.00			12.00	
醤油経営	仕込	684.00		666.10	4.10	685.22	754.00			731.00	
	小麦	221.00	5.67	207.30	7.34	213.00	269.10	4.10	182.20	10.70	
	大豆	110.20	13.40	78.10	1.48	136.22	60.20	7.70	126.00		
	塩	10.00						10.00		3.10	13.70
製品	醤油代分	237.30	12.78	250.00		210.00	200.00			200.00	
	醤油初荷よりしづり置分	72.10	5.10	108.30	0.86	100.20	68.00			146.30	5.00
	醤油粕見切代	20.00		20.00		20.00	20.00			20.00	
桶・樽	酒樽			8.12		21.20	13.10				
	本・古樽	14.30	2.51	0.30		5.00	6.02			13.00	0.20
	樽繩買置分							1.30		0.20	
	桶屋喜八方貸金							16.30		29.20	10.00
	樽屋吉右衛門									5.00	
槇	槇山関係分	54.00	7.50	36.00		48.00	36.00			58.00	
雜穀	米	135.00	12.56	119.30	6.70	69.30	111.30	4.70	86.20	10.40	
家質・貸借	幸手屋当時貸			600.00		600.00					
	山崎屋新兵衛無利足預金	100.00		100.00		100.00	100.00			100.00	
	山崎屋久兵衛時貸	70.00		74.10	6.00	70.00	70.00			70.00	
	本所髪結床掛金					100.00	100.00			130.00	
	近半江貸金						90.00				
	千駄木出店本手金渡	400.00		350.00		350.00	350.00				
	山新殿江米次郎持參金立替貸					150.00					
	伊勢屋吉右衛門時貸					600.00					
	東福寺貸金	17.10									
	田町三丁目地面					170.00	170.00			170.00	
村政	川喜田江錢代金預					100.00					
	諸々貸金	70.10		221.30		536.10	259.10			263.10	
	家質金利足当時貸			26.00							
	家質金差出金子高	2271.00		1780.00		1257.00	2930.00			2982.00	
	年貢立替納貸金					9.00					
その他	馬金貸金	33.10		32.12		32.00	20.00				
	伊勢講金貸金					5.00					
	無尽掛置金									52.20	
	木綿類	2.00	7.50			7.10	1.20	13.50			
	その他	5.00				19.00					
有金	大判	20.00		20.00		22.00	23.00			23.00	
	有金	1083.00		1344.00		689.00	810.12			1116.10	
	有銭	85.20		88.10		72.00	54.10			177.00	
合計		6418.20	7.02	6839.20		6866.20	7037.10			7380.00	

(1) 各年「店卸勘定帳」参照

(2) 金貨の単位は両、小数点以下は分朱、銀貨の単位は匁

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

〈表5〉 文政3年～6年における喜兵衛家の経営

		文政3年 (1820)		文政4年 (1821)		文政5年 (1822)		文政6年 (1823)	
		金貨	銀貨	金貨	銀貨	金貨	銀貨	金貨	銀貨
質屋経営	質物掛金	627.10		532.20	7.50	656.00	9.60	574.30	7.50
	質屋貸金	19.20		20.00		32.10	1.31	24.00	
醤油経営	仕込	801.20		611.00		833.20		765.00	
	小麦	189.20	5.86	93.00	13.71	29.10	9.00	117.10	10.19
	大豆	51.00	10.99	98.30	4.41	6.10	6.66	19.10	6.69
	塩	23.20	14.59			1.00		3.10	5.00
製品	醤油粕見切代	20.00		20.00					
	醤油初荷物	78.30	3.98	75.00	3.25	110.30	9.00	112.02	11.45
	醤油代残分	252.10	10.11	285.00	11.50	485.30	12.48	482.10	10.03
桶・樽	酒樽	4.30	2.00	1.00				8.20	8.46
	本・古樽	11.10	14.00	13.20	46.67	24.30	12.65	82.00	11.54
	桶屋伊右衛門	59.00	7.50	60.00		124.30	5.96	100.00	7.61
	樽屋吉右衛門	6.00		7.30	11.42	6.00		8.10	6.92
楨	楨山関係分	54.00	10.00	35.00		24.20	4.26	45.30	5.00
	材木代・竹代							15.00	
奉公人	奉公人給金借過			30.00				23.12	
雑穀	米	29.00	11.48	94.20	9.62	22.00	12.92	125.00	12.63
	酒	1.20							
	小豆・ぬか	2.10	12.85						
家質・貸借	山崎屋新兵衛(利兵衛・中野新兵衛)	100.00		100.00		100.00		50.00	
	山崎屋久兵衛時貸	70.00		70.00		70.00		70.00	
	田町三丁目地面	170.00		230.00		230.00		170.00	
	麹町拾町目					300.00		350.00	
	馬場下町地面			24.00				15.00	
	本所髪結床株地面	130.00		130.00					
	家質金差出金子高	2855.10		3416.10		2875.30	10.00	2352.30	
村政	年貢立替納貸金			20.00				13.10	7.50
その他	馬金貸金	25.00		40.00				43.00	
	酒							8.00	
	職人大工賃			4.20					
	伊勢講金貸金			3.00					
	無尽掛置金	85.00		130.00				200.00	
	木綿類			2.30	1.00			4.00	
	鰐口					8.00			
	その他							1.20	
有金	大判	23.00		23.00		23.00		23.00	
	みせ有金	29.20	4.00	12.20	5.54	8.00	6.50	8.00	5.12
	有金	1213.22		885.20	7.50	73.30		276.30	
	有錢	95.00	13.00	90.00		9.10	9.60	46.20	7.04
合計		7029.10	7.50	7146.10		6055.10	3.50	6132.20	

(1) 各年「店卸勘定帳」参照

(2) 金貨の単位は両、小数点以下は分朱、銀貨の単位は匁

〈表6〉 文政7年～10年における喜兵衛家の経営

		文政7年 (1824)		文政8年 (1825)		文政9年 (1826)		文政10年 (1827)	
		金貨	銀貨	金貨	銀貨	金貨	銀貨	金貨	銀貨
質屋	質物掛金	640.32	5.33	628.10	13.00	664.10	10.22	637.10	6.98
	質屋貸金	24.00	7.28	30.02	3.50	43.20	7.50	47.30	9.01
醤油経営	仕込	703.00		755.00		613.00		667.00	
	原料	小麦	154.10	12.10	95.20	12.85	144.20	6.92	132.00
		大豆	49.20	4.57	22.00	8.88	61.30	12.69	39.20
		塩	35.20	6.90	38.00	4.61	1.00	13.33	4.00
製品	醤油代	346.30	6.63	434.10	3.54	419.10	10.22	482.00	12.39
	江戸売り	138.12	3.67	138.20	7.70	187.10	12.30	49.30	3.44
	樽・桶	酒樽	32.10	25.30			13.30	25.29	24.20
		本・古樽	30.10	37.54	23.30	34.29	13.30	39.85	8.00
樽・桶	樽繩買置分			2.10	5.50	7.20	9.78		
		樽屋伊右衛門	31.20	2.62	116.30	12.89	140.10	6.40	153.00
		樽屋吉右衛門	8.30	13.94	8.10	4.41	11.00	5.76	14.30
		樽屋佐助						8.30	1.10
檜	樽屋清吉分	2.02	5.44	1.30	14.26	1.30	14.26		
	檜古屋買入分	120.00	2.48	105.00		80.00		61.30	
	材木代・竹代	28.00		32.00		33.00		30.00	
	奉公人	奉公人給金借過	25.00		25.00		30.00		32.00
雑穀	米・白米・餅	74.20	7.83	95.10	18.05	125.20	15.32	89.00	14.37
	蕎麦					2.20		6.10	
	小豆・ぬか			1.00					
	大麦			3.00					
家質・貸借	山崎屋久兵衛時貸	70.00		70.00		70.00		70.00	
	山崎屋新兵衛無利足預金	50.00		50.00		50.00		50.00	
	近江屋岩次郎へかし分			107.10	3.54	115.00			
	山清かり分			53.00	13.45	53.00	13.45	53.00	13.45
	嶋勘へかし							12.30	11.79
	藤利かし							13.30	12.25
	田町三丁目地面	170.00		170.00		170.00		170.00	
	麹町拾町目	350.00		350.00		350.00		350.00	
村政	家質金差出金子高	2175.00	0.10	2269.20		2243.10		2344.30	
	年貢立替納貸金	12.12		15.00		20.00		20.00	
その他	馬金貸金	45.22	3.30	52.10	7.50	50.30		53.00	
	職人大工賃			33.32	3.88	10.00		15.00	
	伝馬前金			15.00				15.00	
	水車掛金			50.00		50.00		50.00	
	無尽掛置金	250.00		50.00					
	木綿類	7.00							
	田安様銀1枚					0.30		0.30	
	鰐口			10.00		10.00		10.00	
有金	その他	193.10	16.02	2.30	1.67	5.00	12.72	1.10	
	大判	23.00		23.00		23.00		23.00	
	みせ有金	9.12	5.55			7.10	13.46	7.30	7.50
	有金	279.10	7.50	209.22		256.20		216.10	7.50
合計		6135.10	5.89	6023.30	1.26	6011.00	1.98	6024.10	14.13

(1) 各年「店卸勘定帳」参照

(2) 金貨の単位は両、小数点以下は分朱、銀貨の単位は匁

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

〈表7〉 文政11年～天保2年における喜兵衛家の経営

		文政11年 (1828)		文政12年 (1829)		文政13年 (1830)		天保2年 (1831)	
		金貨	銀貨	金貨	銀貨	金貨	銀貨	金貨	銀貨
質屋	質物掛金	532.30	5.22	494.03		602.23		566.10	12.28
	質屋子方へ貸金	47.00	2.74	38.00		35.00		35.00	
醤油経営	仕込	724.00		529.00		565.00		705.00	
	小麦	30.00	2.00	120.20	10.00	154.10	14.67	68.10	5.00
	大豆	36.20	9.23	241.20	1.24	30.00		2.20	7.50
	塩			25.00		40.00		11.10	6.66
製品	醤油代分	30.00	10.40	26.00	1.87	46.20	6.96	34.00	7.84
	醤油売場かし	543.30	4.27	634.10	7.85	748.30	7.87	800.30	10.67
樽・桶	酒樽			3.20	0.58	9.00		16.20	12.00
	本・古樽			10.10	14.33	6.30	13.36		
	樽繩買置分			1.20		35.10	12.09	9.00	
	樽屋伊右衛門	147.30	10.04	198.30	6.69	263.10	9.81	270.10	5.87
	樽屋吉右衛門	8.30	3.80	5.10	5.52	8.00	8.60	31.00	8.04
楨	樽屋清吉分	2.10	9.82	2.10	9.82	2.10	13.70	3.10	12.34
	楨古屋買入分	80.00		65.00		55.20		70.00	
	材木代・竹代	30.00		30.00		35.10		35.00	
奉公人	奉公人給金借過	35.00		35.00		35.00		35.00	
雜穀	米	71.10	8.71	98.00	4.33	103.10	6.23	107.00	5.43
	酒	17.20		11.10		9.00			
	蕎麦					4.10	6.82		
	小豆・ぬか					1.00			
	大麦	7.00		4.00		4.30	3.00	4.00	
家質・貸借	山崎屋久兵衛時貸	50.00							
	山崎屋次兵衛(新家次兵衛・久兵衛)	70.00		70.00		70.00		70.00	
	山崎屋新兵衛(利兵衛・中野新兵衛)	50.00		50.00		50.00		50.00	
	山清かり分	53.00	13.45						
	嶋勘へかし	12.30	11.79						
	藤利かし	13.30	1.10						
	三河や平兵衛	12.20							
	山形や	12.10							
	伊勢や重兵衛	10.00							
	大和屋平八	7.00							
	山崎や甚右衛門	11.00	0.30						
	田町三丁目地面	170.00		170.00		170.00		170.00	
	麹町拾町目	350.00		350.00		350.00		350.00	
	家質金差出金子高	2528.02		2422.20		2178.10		2165.00	
村政	年貢立替納貸金	20.00		20.00		20.00		20.00	
その他	馬金貸金	59.00		55.00		50.00		50.00	
	職人大工賃	10.00		10.00		10.00		10.00	
	伝馬前金	18.00				31.00			
	水車掛金	50.00		50.00		50.00		50.00	
	田安様銀1枚	0.30		0.30		0.30		0.30	
	鰐口	10.00		10.00		10.00		10.00	
	その他	5.20	14.65	6.30		9.00	7.36	11.20	7.50
有金	大判	23.00		23.00		23.00		23.00	
	みせ有金	8.32	6.99			7.30	3.08	11.10	10.02
	有金	118.31				138.30	7.50	175.30	
	有錢	55.20	5.28			39.20	11.82		
合計		6015.10	3.54	6011.20	2.32	5996.21	0.49	5963.00	6.15

(1) 各年「店卸勘定帳」参照

(2) 金貨の単位は両、小数点以下は分朱、銀貨の単位は匁

酒樽四百六十七樽

8 一金四両也	本樽百九拾弐樽
9 一金拾九両八匁五分六厘	和泉屋樽代預ケ
10 一金弐拾八両九匁七分	桶屋預ケ錢百九十一貫五百文
11 一金弐百九拾弐両壹分拾弐匁三分	諸々貸金又ハ醤油代残也
12 一金弐両也	塩二十弐俵買置
13 一金三拾五両	槇古屋買入之分
14 一金弐拾両	醤油粕見切代
15 一金百拾両	六貫八百文かへ 有錢七百四拾八貫
16 一金五拾両	新屋久兵衛拾年賦かし金
17 一金五拾両弐匁三分二厘	同人當時諸色ニ而かし金
18 一金百四拾両	髪結床買請候株金也
19 一金百五拾両	鍵屋弥兵衛殿貸金
20 一金弐百拾弐両	今井太郎兵衛様江かし金
21 一金五百三拾弐両	有金也

メ惣金高三千三百五拾五両弐分拾弐匁也

亥年金高三千三百四拾六両壹分六匁六分九厘

金九両壹分銀五匁亥年諸勘定諸入用等差引

右金子相残のひニ御座候以上

其外醤油藏壺ヶ所并大桶六本袁江弐間梁桁行三間之土藏壺ヶ所，

右三口新規立取拵申候，是者亥年之働キニのひ与相見ヘ申候

右之通亥年店勘定相改メ候所，都合宜敷取納目出度存候，以上

享和四年甲子正月二十五日

山崎喜兵衛

以上が享和4年正月の店卸しの内容である。つまり同史料は、享和3年における決算として位置付けられる。享和4年（1804）から天保2年（1831）までの期間の文言・位置付けの変遷と個別の文言を明らかにするこ

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開
とにしよう。

(1) 質屋渡世 (2, 質物掛金)

質物掛金とは質屋渡世に関する掛金として理解できる。山崎家の質屋渡世は、安永6年（1777）の醤油醸造業開始と共に休業した。その後、天明6年（1786）の「店おろし覚」にも質屋掛金は12両であった。享和3年（1803）までの20年の間に、およそ820両まで質物の店卸し額が上昇している。経過は不明だが、この間に質屋渡世を再開したと考えられる。

その後、文化9年（1812）以降になると、「質物送り人時かし分」「所々質屋方へ時かし分」「質屋子方へかし」などの記載が見られる。農村では規模の小さい送り質屋が、規模の大きい元質屋から資金の融通を受けて質物を送る「送り質」がある²²⁾。史料中には「子方」としか記載が見られないが、新井村の「質屋古着屋名前書上帳」によると²³⁾、「江古田村喜兵衛江送り質物取之候」と質屋として政右衛門・重次郎の記載がある。この様に喜兵衛家は、質屋渡世において親方として子方の質屋として新井村などへ出店していたのである。

質屋経営を中心とした醤油醸造経営・家質貸借経営・有金の主要四項目の動向を五箇年移動平均で示した＜グラフ2＞を参考すると、600両から700両の間で安定的に推移している。経営としては安定的なものとして考えることができるだろう。文政11年（1828）には、新たに質屋を開業することを停止し、質屋株を設定することを願い出ている²⁴⁾。質屋渡世人の株立てを行い限定することを目的としたのである。この時期、各村におよそ一軒程度の質屋が存在していた。質入れの受け入れ、請け戻しの対象者は、村内が強いことは以前指摘したところであるが²⁵⁾、収益とは別に質屋

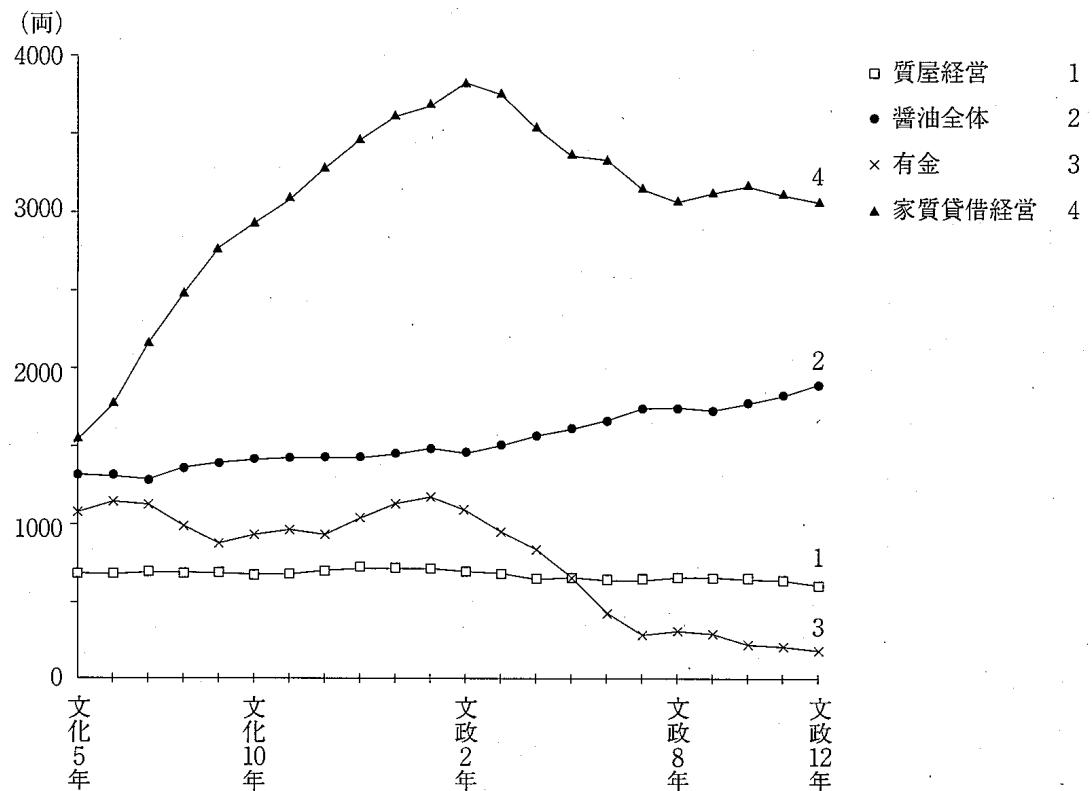
22) 野村兼太郎『村明細帳の研究』一九五四年

23) 「新井村質屋古着屋名前書上帳」（堀江家文書）

24) 文政11年8月「乍恐入御聴置候書附（新規質屋停止・質屋株御定に付願書）」堀江家文書

25) 拙稿「幕末期における質屋渡世について」（『みづくらんど—福生市史研究—』）

<グラフ2> 文化5年～文政12年における喜兵衛家の店卸し額（五箇年移動平均）



注 各年「店卸勘定帳」参照

としての経営対象が限定され、請け入れ—請け戻しの回転が安定的に行われているのである²⁶⁾。

(2) 原料・雑穀 (3 小麦, 4 大豆, 5 米, 13 塩)

小麦・大豆・塩は、醤油を製造する際の原料である。また、小麦・大豆・米は、喜兵衛自身の雑穀商としての取扱品目としても見ることができ

→ 1991年)において、質入れの出し入れを行っているほとんどが村内であった点を指摘している。

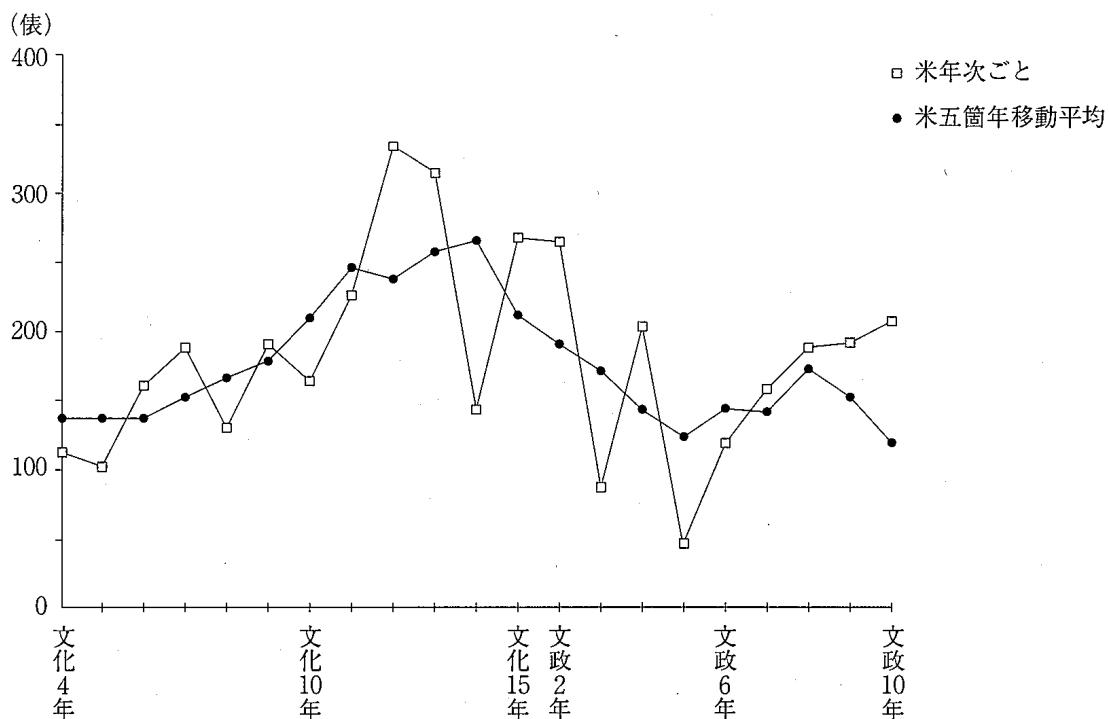
26) 質入—請戻しは一年以内にほとんど行われている点は、先の論文（拙稿「幕末期における質屋渡世について」（『みづくらんど—福生市史研究—』）でも指摘した通りである。また、先の文政11年8月の「乍恐入御聴置候書附（新規質屋停止・質屋株御定に付願書）」によると、「関八州宿在村々之内農間質屋渡世之者とも義貧民之助金銀融通之為利金質品預代金貸渡候ものも在之」という記載が見られるように、公共的性格を有していたことが知られる。

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

る²⁷⁾。よって小麦・大豆の在庫数を直接、醤油醸造業に伴う原料のみとして把握できない。また、1俵相当の量は、時期によって異なるが、文化6年（1809）の店勘定の記載によると、米1俵が4斗入、大豆1俵が4斗5升入、小麦1俵が4斗2升入となっている。

①米：米は雑穀商としての取扱品目ばかりではなく、一部は奉公人に対する飯米として考えることができる。この点についての 詳細は不明である。米の記載については、「米代金」以外に「白米」「餅米」などの記載も見られる。おおよそ、米の在庫は額面によると、40両前後であったのが、天保期までには100両前後で推移している。在庫量を年ごとと五箇年移動平均で示した＜グラフ3＞を参照すると、享和4年（1804）では124俵であり、天保7年（1836）には179俵となっている。

＜グラフ3＞ 文化4年～文政10年における米の店卸し量



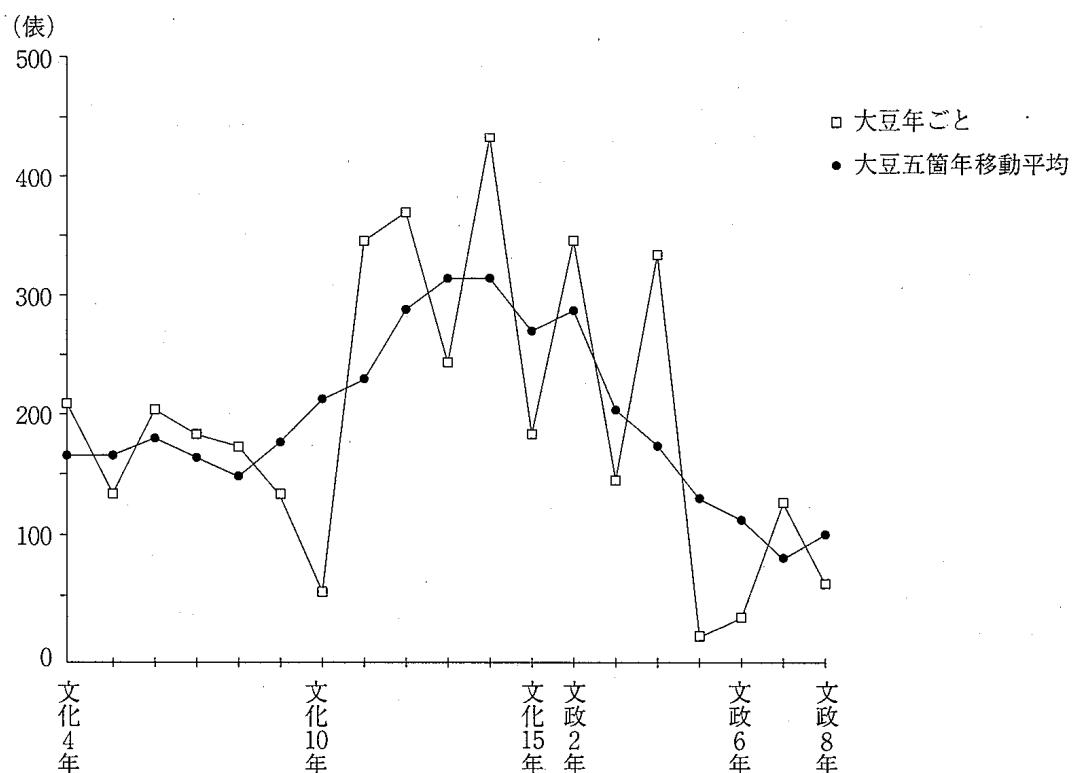
注 各年「店卸勘定帳」参照

27) 寛政11年の中野村の「品々御尋書上帳」を参照すると、新兵衛は「雑穀并春米醤油小商ひ八人」の中に見ることができる。

五箇年移動平均でみると、文化14年（1817）を頂点として次第に減少傾向として見ることができる。

②小麦・大豆：小麦・大豆は、江古田村を始めとして周辺農村からの購入が行われたと考えられる。また同時に、中野宿あるいは雑穀問屋が林立している新宿追分との結びつきが強かったと思われるが、現在のところ明らかではない²⁸⁾。また後述するが、二代目喜八の弟新兵衛が寛政7年（1795）に分家し、雑穀商を営んでいる点は原料供給先として注目できる²⁹⁾。小麦は、おおよそ100両前後で変化し、大豆はおおよそ50両から100両前後で推移している。共に乱高下しているものの、基本的に減少傾向ということができるだろう。俵数の変遷を＜グラフ4＞

＜グラフ4＞ 文化4年～文政8年における大豆の店卸し量



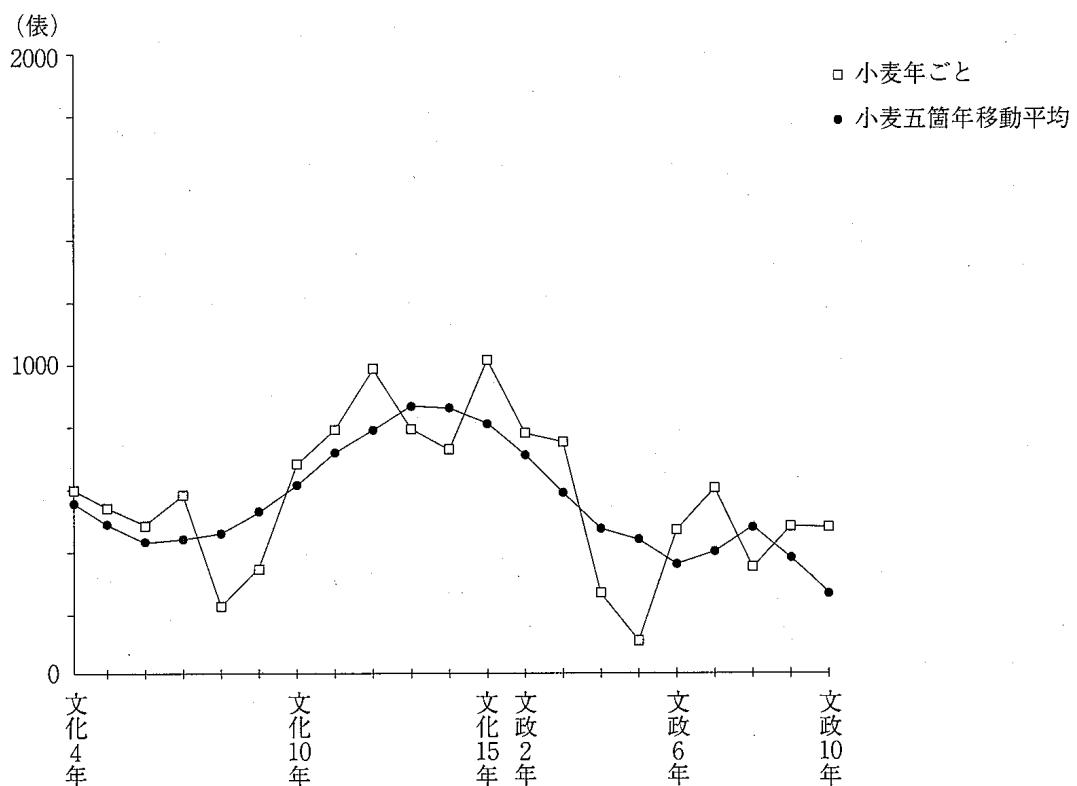
注 各年「店卸勘定帳」参照

28) 新宿追分に米穀問屋が林立していたことは、よく知られたところである。近代以降、中野では製粉業が盛んになるが、こうした米穀問屋の林立が背景として指摘することができよう。

29) 山崎屋新兵衛の記載は「地廻り米穀問屋壱番組」に属している。

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

<グラフ5> 文化4年～文政10年における小麦の店卸し量



注 各年「店卸勘定帳」参照

<グラフ5>で検討すると、大豆・小麦のいずれの場合においても文化12年から14年を頂点として、やはりその後は減少傾向を見ることができる。

③塩：享和4年（1804）段階の塩の在庫数は2両であり、その後文化7年まで記載が見られなくなる。その後、次第に増加傾向となり、最終的の取り扱い額は、30両前後となる。在庫量も、およそ100俵から400俵で推移している。この問題とは直接関係しないが、三代目喜兵衛の三男栄蔵は文化13年（1816）に米次郎として伊勢屋へ養子になっている³⁰⁾。それ以前から伊勢屋との結びつきが強かったという事例は見られるが³¹⁾、この時親戚となった伊勢屋吉右衛門は、地廻り塩問屋で

30) 「米次郎婚礼入用祝納物覚帳」（山崎家文書）

31) それ以前から祝儀帳などに伊勢屋吉右衛門の記載を見ることができる。例えば文化3年の「太吉縁談ニ付持参入用祝儀覚帳」（山崎家文書）などにも見ること ↗

あった³²⁾。こうした関係も塩の確保と関係しているものと思われる。

④享和4年の店おろしには記載が見られないが、雑穀商としての取扱品目として考えられる、蕎麦・小豆・ぬか・大麦などを散見することができる。ただしこれらの品目の在庫額は、小額でありまた通年ではない。

以上、簡単ではあるが醤油醸造の原料である大豆・小麦・塩と雑穀問屋の取扱品目である米について明らかにしてきた。塩の推移の傾向は必ずしも特徴は見られないものの、大豆および小麦・米はいずれも文化12~14年ごろを頂点として、在庫量の減少傾向として見ることができる。このことは、山崎家自身が雑穀商としての経営の後退として見ることができるが、同時に周辺雑穀商との関係強化により余剰在庫の削減が可能とも言える点である。

(3) 仕込高（1, 仕込）

原料から醤油への製造工程の一つに、仕込が位置付けられる。おおよそ仕込期間は、半年から一年を要すると考えられる³³⁾。醤油醸造は即時的に製品化される産業ではなく、この仕込期間を必要とした点は、醤油醸造経

できる。

32) 「地廻り塩問屋名前帳」(『日本塩業大系 史料編近世(三)』一九七七年)を参考すると、伊勢屋吉右衛門の記載が見られる。

33) おおよそ、喜兵衛家の醤油醸造業は、以下の様な製造工程を経ている。

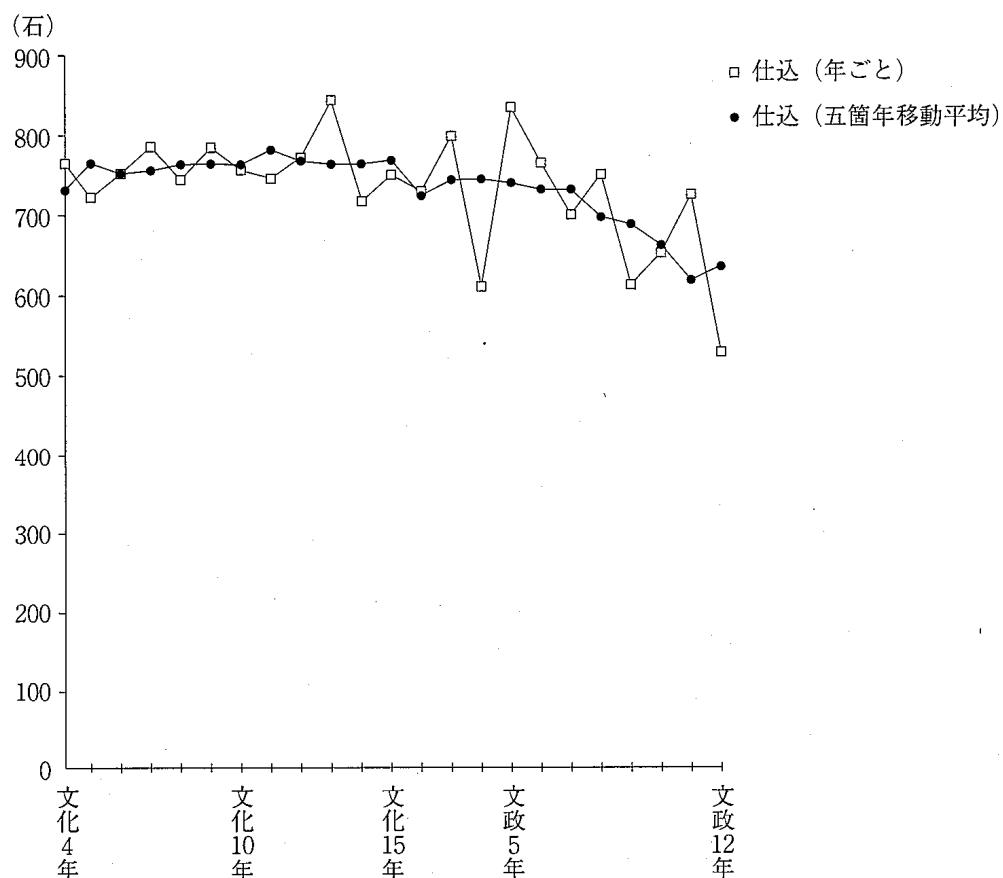
- ①水1石1斗を煮立て、塩5斗入れ煮込桶へ汲出し、煮込み桶へ汲み出し冷ました上で仕込桶へ入れる。
- ②煎た小麦5斗を石臼で挽く。
- ③大豆は5斗煮た上で一夜釜へ留め、翌日に板場へ出して冷ます。
- ④こうした大豆と小麦粉を搔きませ、麹蓋へ1升ほどづつ森室へ入れて、息を掛ける。翌朝かたまりをほぐしつつ、息を祓う。このことを繰り返して3日目に麹にする。これを仕込という。
- ⑤諸味は仕込蔵の中でおおよそ、半年から1年程度熟成させる。この間、諸味搗と唱えて搔き回す。
- ⑥それを木綿袋に1升つつにして船へ詰め、石を吊るして絞る。これを圧搾と呼ぶ。

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

當の問題を考える上で重要と言えよう。また、仕込高自体を取上げることは直接的に製造高を示すものではないものの、翌年以降の潜在的な生産石高を示す意味として重要である。

仕込石高の変遷と、その五箇年移動平均を示したのが＜グラフ6＞である。＜グラフ6＞を参照すると700石から800石の間で推移しているが、五箇年移動平均を参照すると、仕込石高は高下しながらも、次第に減少傾向を示していることがわかる。

＜グラフ6＞ 文化4年～文政12年における醤油仕込石高



注 各年「店卸勘定帳」参照

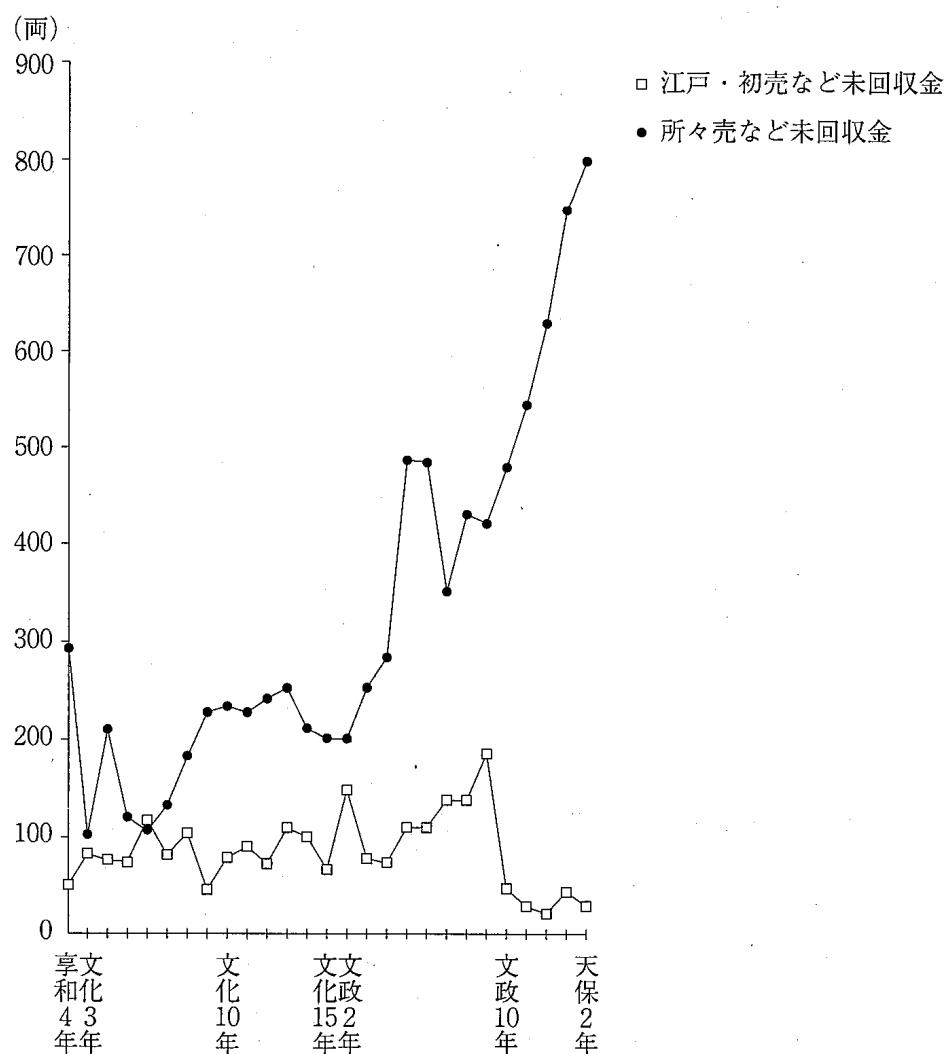
⑦それを大釜で煎た上（火入れ）で、樽に詰める。

以上の工程に見られる喜兵衛家の醤油醸造の製法は、一般に関東醤油として知られる濃口醤油製法と同様である。つまり、原料としての塩と大豆と小麦の量は、ほぼ同量で作られたものとして考えることができよう。また、製造における期間はおおよそ半年から1年として考えることができよう。

(4) 製品（6「有醤油江戸出し共ニ」，12「諸々貸金又ハ醤油代残」，15「醤油粕見切代」）

①「有醤油江戸出し共ニ」：同項目は、「有醤油しほり置候分」（文化3年）「醤油江戸出しそほり有醤油ともニ」（文化4年）「醤油初荷よりしほり置見積之代」（文化12年）「納荷物代金」（文政11年）「初荷物醤油代」（文政12年）を始めとして、各年において記載文言が異なるが、製品として喜兵衛家に残ったまま年を越した在庫醤油と、江戸送り分の醤油の在庫の合計として考えていいくと思われる。<グラフ7>を

<グラフ7> 享和4年～天保2年における未回収金（醤油在庫高）



注(1) 各年「店卸勘定帳」参照
 (2) 項目については、本文参照

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

参考すると、在庫額としては、文化6年（1809）から文政9年（1826）までは100両を超えることもあったが、徐々に減少していく。

②「諸々貸金又ハ醤油代残」：同項目については、文化三年の「店勘定改」を参照すると、「醤油代諸所江払取残分」という項目と「所々江借金也」の二つの項目に分けられる。前者は、醤油の売場先へ出した際の支払未済の分として考えられる。後者は、醤油とは必ずしも言えないものも含めた貸金分として考えられる。この両項目は、享和4年では一緒に記載されているが、文化3年以降は分けられて記載されている。この点「醤油代残」の部分をもう少し年を追って見てみたい。同項目に類似した項目としては「諸々醤油代掛取残分」（文化4年）「所々売場先醤油代掛け取残之分」（文化5年）「醤油売場かし」（文政10年）などの記載が見られる。「掛け」「掛け金」とは、支払約束のこと、未払い金のことを意味する。醤油売場からの支払の滞り分を意味するといえるだろう。また同時にこの支払の滞りは、喜兵衛家の醤油が売場において在庫として残っていることを意味する。つまり、同項目は売れ残り分としても理解できる。<グラフ7>を参照すると、文化3年（1806）段階では、100両だったのが、天保2年（1831）段階になると800両にまで上昇している。

③「醤油粕見切代」：醤油粕は、醤油の諸味をしづめて醤油を製造した時に、あとに残る粕のことである。用途は肥料や家畜のえさにする。醤油粕見切分は、毎年20両で変化しない。文政4年（1821）まで続いているが、その後の記載が見られなくなる。

(5) 容器（7酒樽買置掛け金、8本樽、9和泉屋樽代預ケ、10桶屋預ケ銭）

醤油を仕込む際の桶や製品の販売に使用する桶や樽は、醤油醸造場に保存すると共に、和泉屋や桶屋に預けられている。ちなみに、醤油を詰める際に最も使用に適しているといわれるのが、酒樽といわれる³⁴⁾。この桶や

34) 桜井由幾氏の御教示による。

樽に関しては、文化3年(1806)の記載によると「桶屋喜八方貸金」「酒樽買置桶屋預ケ」「醤油樽買置分」との記載が見られる。その後「酒樽三百四十樽買置代右桶屋江預ケ候分」(文化4年)「桶屋喜八手間前貸」「樽屋弥太郎樽代前貸」(文化8年)「結立本樽さし樽共手前買置「酒樽桶屋買置」(文化14年)「桶屋吉右衛門」(文政2年)「本樽」「古樽」「古酒樽」(文政3年)「桶屋伊右衛門樽代前金メ出」(文政5年)「桶屋清吉かし」(文政8年)「桶屋佐助」(文政10年)など桶屋・樽屋との結びつき、および酒樽を始めとした樽の確保についてわかる。また「樽縄買置分」という記載が見られる。

つまり樽・桶は、「手前預け」として醸造場で保管するものと、桶屋・樽屋などへ前貸し、桶・樽の確保を行うという二つの方法があった。特に文化15年(1818)以降、桶屋伊右衛門との関係が密接になるに従い、醤油樽(酒樽)の確保を桶屋伊右衛門に委ねるようになっていく。

(6) 燃料 (13槇古屋買入之分)

醤油醸造の製造過程において、煮焚きに必要な燃料は重要である。同項目の内容としては、「薪六古屋八百束積り」(文化3年)「薪相掛り候六古屋」「同山買置之分孫七承知」(文化7年)「真木山代」(文政7年)などの記載が見られる。つまり、薪小屋・真木山自体を購入することで燃料としての真木・薪の確保を行っていたと考えられる。

(7) 16新屋久兵衛貸金, 17同人当時諸色貸金,

二代目喜兵衛の長男である喜代次郎は、安永七年に生まれ、その後、久兵衛として天明三年に分家した。「山崎屋久兵衛」(文化12年)「油久」(文化13年)「山崎屋次兵衛」(文政6年)などが同じ項目に記載されている。よって、久兵衛と次兵衛は同一人物として理解することができる。他の史料を参照すると、久兵衛と次兵衛の記載が並行して見られることもある。久兵衛は市ヶ谷谷町の時の名前であり、江古田村への隠居段階で次兵衛と

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

なったものと考えられる³⁵⁾。ちなみに文政6年に中野村弥助が醤油醸造をやめた際に、10両で道具を買い受けている³⁶⁾。また文政7年（1824）8月に市谷谷町小兵衛から建家を3両で買い受けている³⁷⁾。さらに伊勢屋久五郎として、文政9年に拾組醤油酢問屋の鑑札および株札を譲り受けた史料が残されている³⁸⁾。この史料については検討の必要があるが、文政6年以降、市谷谷町に醤油造りを開始し、江戸市中の醸造への取り組みを推進しているのである。

久兵衛に関する記載は、文化10年および11年には見られないものの、それ以外の時期は通年的に100両程度の貸し金の記載を見ることがある。

久兵衛と同様に親戚関係であった新兵衛も、文化3年（1813）以降天保2年（1831）まで100両程度の貸金の記載を見ることができる。ちなみに慶応3年（1867）の「本分家永続議定之事」を参照すると、「非常之節者為助合金五拾両宛壱軒ニ付差出し可申答、相互之義ニ付無利足十ヶ年賦ニ而、翌年ヨリ無相違返済可致候、尤右金子遣道相立候様一統立会之上せ話可致候事」と、親戚筋に見られる借金は、本分家の永続を目指したものであり、この時の久兵衛・新兵衛の借金とは性格を異にする。

新兵衛は、二代目喜八の弟である三代目喜兵衛の次の弟に相当し、寛政7年（1795）に中野下宿に米雜穀地廻り問屋として出店を出し、分家している³⁹⁾。寛政11年の中野村の「品々御尋書上帳」を参考すると、新兵衛は「雜穀并春米醤油小商ひ八人」の中に見ることができる⁴⁰⁾。おそらく喜兵衛

35) 香典帳などの記載を参考すると、「谷町久兵衛」などの記載を散見することができる（文政元年9月「蓮乗院（三代喜兵衛たよ）葬儀香典覺帳」など）。それに対して治兵衛の場合、地名（所在）の記載が見られない。つまり江古田村に在住していたものとして理解することができる。

36) 「売渡シ申一札之事」（山崎清治家文書）

37) 「売渡申建家証文之事」（山崎清治家文書）

38) 「株式譲申一札之事」（山崎清治家文書）

39) 「此家記録書之事」によると、「親父様寛政七年卯六月二十五日七十四才ニ而病死被致、当又其年秋の八月晦日中野下宿江新兵衛出見世ニ出候」という記載を見る能够である。

40) 寛政11年「品々御尋書上帳」（東京学芸大学『近世史研究 第4号』1990年）

家の醤油醸造経営を支え、醤油販売および原料購入を請け負う出店として機能していたと考えることができるだろう。

ちなみに、近世を通じて喜兵衛家は、中野下宿と駒込千駄木⁴¹⁾と市ヶ谷谷町の三ヵ所において出店を設置し、醤油醸造・販売を行っていた。中野下宿は、寛政7年（1795）に出店を設置した当初は醤油造は行われていなかったようであるが、文化2年（1805）に醤油醸造を開始している⁴²⁾。文政4年（1821）8月には醤油造3名の内に「百姓竹松新兵衛」という記載を見ることができ、醸造石高は30石であった⁴³⁾。

(8) 18髪結床株金

本所に髪結床の株を有していたものと考えられる。この点に関する詳細は明らかではないが、文化9年（1812）から13年（1816）までの間と、文政5年（1822）以降からは、株金としての記載が見られなくなる⁴⁴⁾。

(9) 19鍵屋弥兵衛貸金, 20今井太郎兵衛貸金

鍵屋弥兵衛あるいは今井太郎兵衛について、詳細を知ることはできないが、各地への貸金は広範囲に行われている⁴⁵⁾。また同時に、貸金において町地を抵当としていたことが多いと考えられ、家質金の集積が大きくなっている。この点について、詳細は不明なもの、家質貸借分は＜グラフ2＞で明らかなように、文政2年（1819）までを頂点として上昇し、その後

41) 文化9年2月「千駄木出方一式覚帳」の記載が見られる。

42) 文政8年9月の「米穀・酒醤油・炭薪・質屋商売仕候者名前書上帳」によると、「竹松地借新兵衛」は、「米雜穀地廻り問屋并醤油造仕候」として「持高無之、米穀之義者三拾壱ヶ年以前より渡世仕候、醤油造之義者貳拾壱ヶ年以前より渡世仕六ヶ年以前より御運上差上申候」

43) 「村差出明細書上帳」

44) 天保10年（1841）ではあるが、孫七ほか二名が喜兵衛へ髪結株を譲り渡している。「髪結株譲渡に付一札」（山崎家文書）

45) 貸金および家質の範囲は＜表2＞～＜表7＞の通りである。特に江戸を中心としていることがわかる。

下降していく。この点については、後述したい。

(10) 有錢・有金

現金のことを意味する。乱高下しながら、文政3年（1820）以降は急減している。文化7年（1810）に減少しているが、この時は家質経営に充当したものであった。また、文化9年・10年にも二年連続して減少しているが、それは文化9年の場合家質貸借経営への投下分であり⁴⁶⁾、文化10年の場合、千駄木への出店に伴う資金と三代目喜兵衛の次男喜十郎への縁談資金によるものであった⁴⁷⁾。また、文化14年の場合は伊勢屋吉右衛門への時貸分600両分と千駄木出店に土蔵を造ったことが関係している⁴⁸⁾。文政4年・5年の急減は、文政4年の場合、家質への投下分を示すものであり⁴⁹⁾、文政5年の場合家の改築に伴う普請金（1090両3分1匁5分）によるものということができよう⁵⁰⁾。その後、文化11年以降もゆるやかに右下がりの傾向を示している。

個別項目から経営の動向および内容について簡単に明らかにしてきた。これらを通じて、山崎家の資産は、基本的に①質屋経営、②醤油醸造経営、③家質貸借経営、④有金の四つに大別することができるだろう。

以上の点を踏まえると、山崎家が醤油醸造経営を通じて伸びてきた背景

-
- 46) 文化10年に幸手屋市郎兵衛が喜兵衛に対して、堺町地面一ヶ所、本郷二丁目地面一ヶ所を抵当にして金子600両を借用している（文化十年五月「借用申金子証文之事」山崎家文書）。
 - 47) 文化10年の店勘定を参照すると、「一金四百両程 千駄木出みせ諸色、一金弐百五拾両程喜十郎縁談諸色入用、外ニ喜兵衛伊勢参宮ニ付入用等外也」との記載が見られる。
 - 48) 文化13年の店勘定を参照すると、「一金六百両幸手屋当時かし、一金三百五拾両千駄木本手金かし」の記載が見られる。
 - 49) <表5>の文政4年と5年の項目を参照すると、家質の項目が600両の減少となっている。
 - 50) 文政5年の店勘定に、「金千九拾両三分拾壹匁五分已年暮方普請金相成候」という記載がある。

として、三つの人的関係を見ることがあるだろう。

第一に販売先については、出店を設置することで江戸・中野への販路を見ることができる。出店のうち二代目喜八の弟である新兵衛は、寛政7年(1795)中野下宿に雜穀問屋として最も早く設置している。この出店の設置を通じて、江戸への販路を確保すると共に、原料確保を可能とした点は先にも指摘した通りである。このように喜兵衛家からの分家が各所に出店を設置し、本家の醤油醸造業を支えたのである。

第二に縁戚関係としての人間関係である。幸手屋・伊勢屋などと姻戚関係を結びつつ、商人との人的関係を強化している⁵¹⁾。喜兵衛家という新興農民が醤油醸造業を行うのに際し、流通メカニズムを掌握していく商人との縁戚関係を結ぶことは多くのメリットを生んだものと思われる。この急激な婚姻関係は、いくつかの事件を生むことになるが⁵²⁾、この点は本論からの課題から外れるので別稿で検討することにしたい。

第三に、商人としての人的関係である。特に容器として必要とされる桶や樽は、桶屋伊右衛門など特定の商人に貸金を与えることにより、その確保に努めている。在庫数を減らし、隨時桶・樽の確保を強めるために、固定の商人との結びつきは原料・容器の安定確保の上で重要であるということができる。

Ⅱ 喜兵衛家の経営と醤油醸造業経営

以上、喜兵衛家の経営の内容を「店卸勘定帳」より明らかにしてきた。本項では、喜兵衛家の経営の中から醤油醸造経営の位置付けについて明らかにすることにしよう。

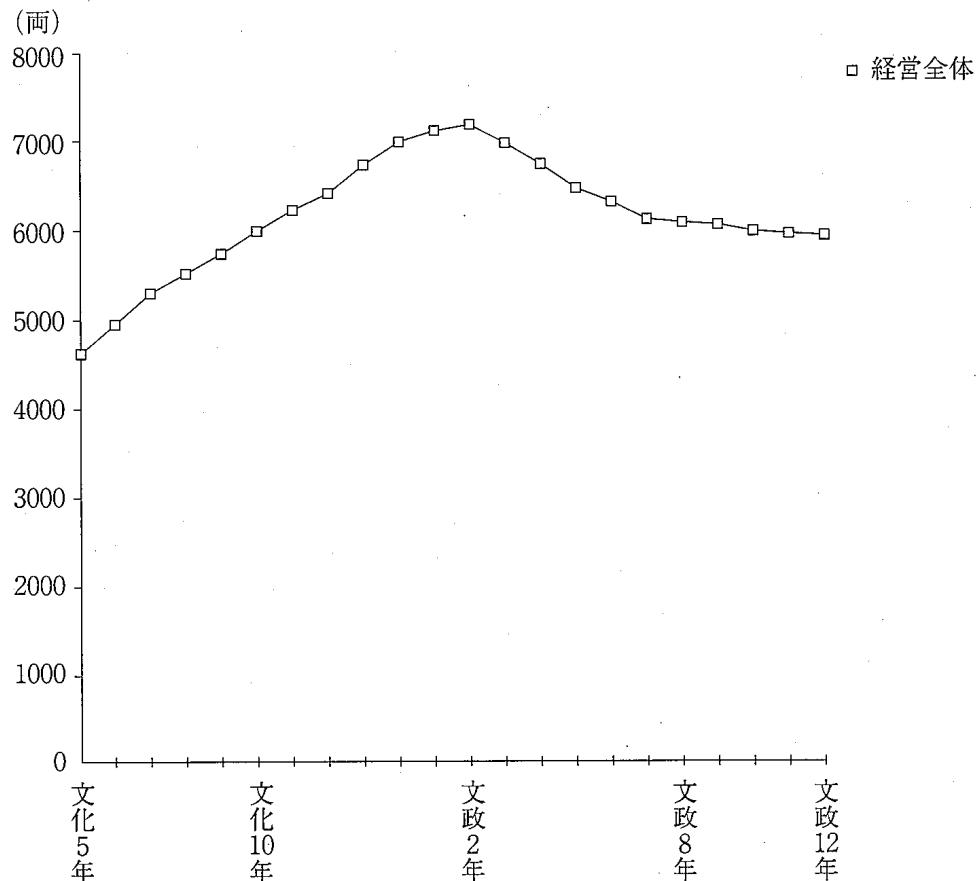
喜兵衛家の経営の店卸資産を全体的に検討すると、<グラフ8>と<グ

51) 文化9年には喜十郎が馬喰町幸手屋へ養子に入っている。また、文化13年には栄蔵が伊勢屋へ養子に入っている。

52) 幸手屋の相続をめぐって訴訟が起こっている。この点については、機会をみて紹介したい。

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

<グラフ8> 文化5年～文政12年までの店卸し資産合計（五箇年移動平均）



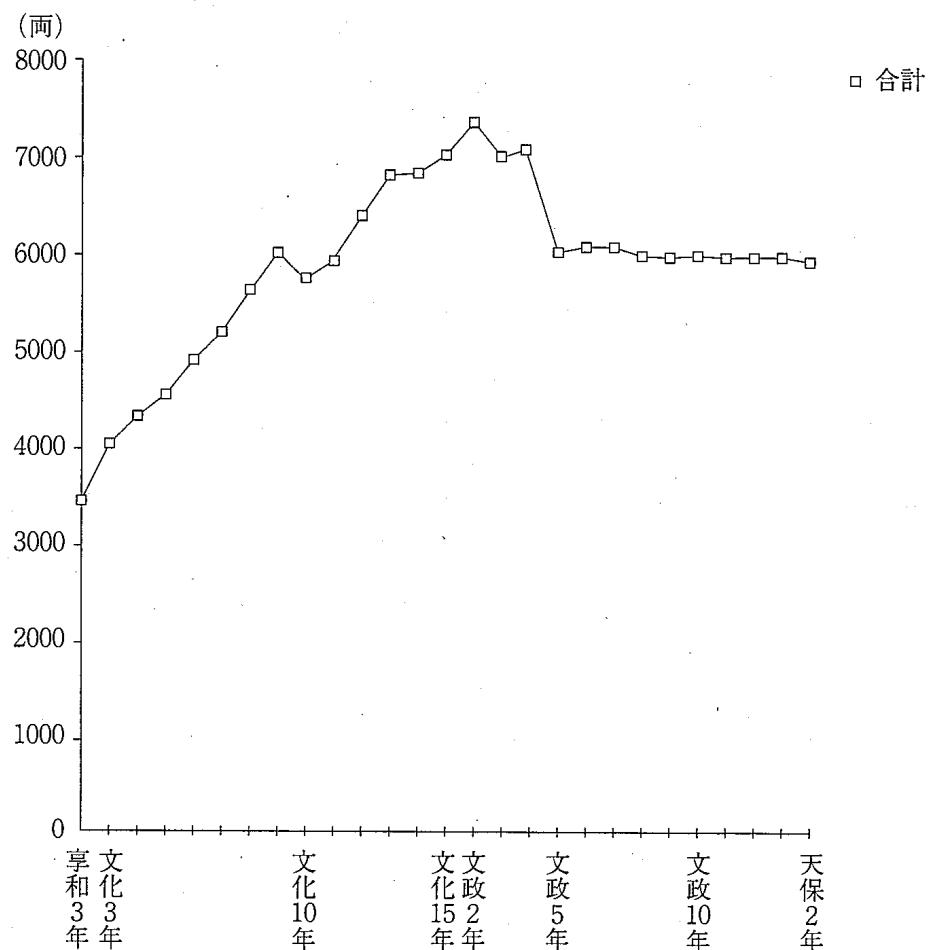
注 各年「店卸勘定帳」参照

ラフ9>のようになる。つまり、資産の高下は見られるが、五箇年移動平均で見ると、基本的に文政2年(1819)まで上昇を続け、その後、文政7年まで下降が見られ、その後横這いを示すようになる。この文政2年から7年までの下降の原因は、家の普請によるものである⁵³⁾。よって喜兵衛家による経営自体の減益として考えるべきではなく、文政2年以降喜兵衛家の資金蓄積は停滞していると考えた方がよいだろう。

次に喜兵衛家の資産の大部分を占めるとされる質屋経営・醤油醸造経営・家質貸借経営・有金の四つの経営動向をグラフで示したのが<グラフ2>であり、経営総体の中から個々の経営動向を百分率で示したのが<グ

53) 1100両相当の投下がなされたことは先に指摘した通りである。

<グラフ9> 文化5年～天保2年までの店卸し資産合計



注 各年「店卸勘定帳」参照

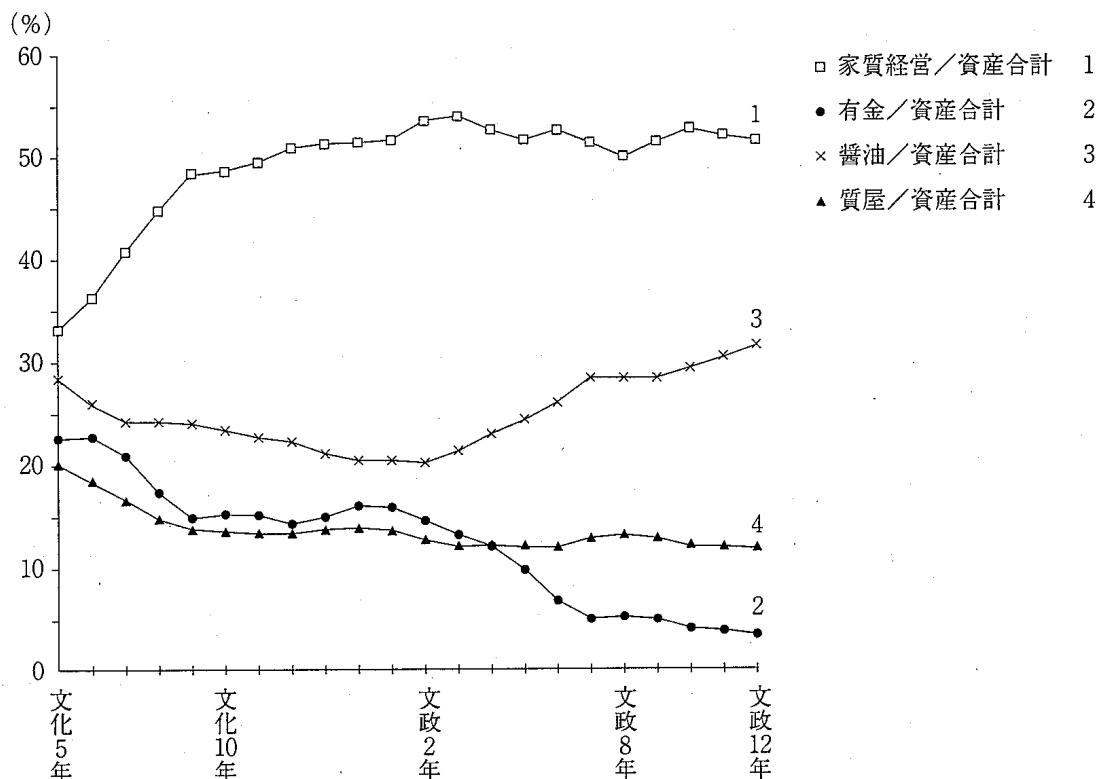
ラフ10>である。

この二つのグラフを参照すると、質屋経営は安定的に推移している。そして、醤油醸造経営としては右上がりの傾向を示しており、全体的に比重が高まっていることがわかる。それに対して、家質貸借経営は一年当たり200両程度の上昇を見せており、その後文政元年を頂点として下降し、文政7年(1824)ごろからやや右下がりで安定している。また有金は、安定的に1000両程度あったが、文政2年を契機に下降し、文政7年以降は300両程度になっている。

以上に見られる全体的な経営動向から勘案するに、喜兵衛家の経営動向は、家質貸借経営と基本的に同じ推移を示しているといえるだろう。また、

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

<グラフ10> 文化5年～文政12年、各分類ごとの百分率



注 各年「店卸勘定帳」参照

経営全体の中から百分率で動向を示した<グラフ10>を参考すると文化10年（1813）まで家質貸借経営の比率上昇と他部門経営の相対的低下を見る事ができる。さらに、家質貸借経営の後退と経営全体の後退が同時並行的に行われる。この点、家質貸借経営の比率の停滞と醤油醸造業経営の相対的上昇を指摘する事ができるのである。また、醤油醸造業経営の相対的上昇と同時期に有金の相対的低下が見られる。この醤油醸造業経営の相対的上昇分は有金の相対的低下によって補填されていたのである。

家質貸借経営の動向を検討すると、享和4年（1804）の段階では、山崎新兵衛・新屋（山崎）久兵衛などによる家質貸借金であり、親戚に対するものが中心であった。

享和4年（1804）と文化3年（1806）の2年間で店卸資産は670両に上昇する。その大部分（450両）を占めたのが家質貸借分であった。この急激な上昇が家質貸借分の利子によるものではないことが明らかであろう。家質

分の記載をまとめた文化9年（1812）・10年には、「家質金差出金子高」と「家質金利足当時貸」の記載が見られる。これらを参照すると、家質による利子率はおよそ6から7パーセントであるということができる。つまり、家質分の利子による収益が家質貸借経営分の蓄積を結果したわけではなかったようである。

それでは、いかなる点を「家質貸借分」の資金蓄積の要因として求めることができるのだろうか。結論から述べると、それは、醤油醸造による利益が「家質貸借分」の資産蓄積へと充当されたのである。

すなわち醤油醸造は、製造過程において仕込樽などを必要としていた。その結果、仕込容量は基本的に限定されている。醤油醸造自体の経営充実を図るには相当の設備投資が求められるのであって、その意味では醤油経営の結果として表れる利益が直接的に醤油経営への投下へと結びつくものではなかったのである。

醤油醸造業自体を見ると、「諸々貸金又ハ醤油代残也」と「諸々貸金」の記載が含まれている享和3年（1803）の記載を除き、文化3年（1806）から文化9年までの製品の残存額は300両以下であり、文政4年までは360両程度であった。同時期の仕込みの資産は700両程度であることを踏まえると、販売が順調に行われている。この点についての詳細は後述するが、この時期の製造販売の回転は順調であったと考えられ、かなりの収益を得ることができたのである。ただし、ここで得られた収益分は醤油醸造経営へ投下されるのではなく、基本的に家質貸借経営へと投下されたのである。無論、喜兵衛家自身の醤油醸造経営には直接資金を投下していないものの、この間醤油売場・醸造場を増やしている。文化9年（1812）には、駒込千駄木に出店を設置している。さらに、久兵衛は文政9年に十組醤油酢問屋の鑑札および株札を譲り受けている。しかも寛政7年（1795）以降、中野下宿で米穀地廻り問屋であった新兵衛は文政11年（1828）には醤油造が行われている。かかる出店の経営の実態について知るすべはないが、「店卸し帳」に出店内部の資産の記載は見られないことから、独立採算的な経営が行わ

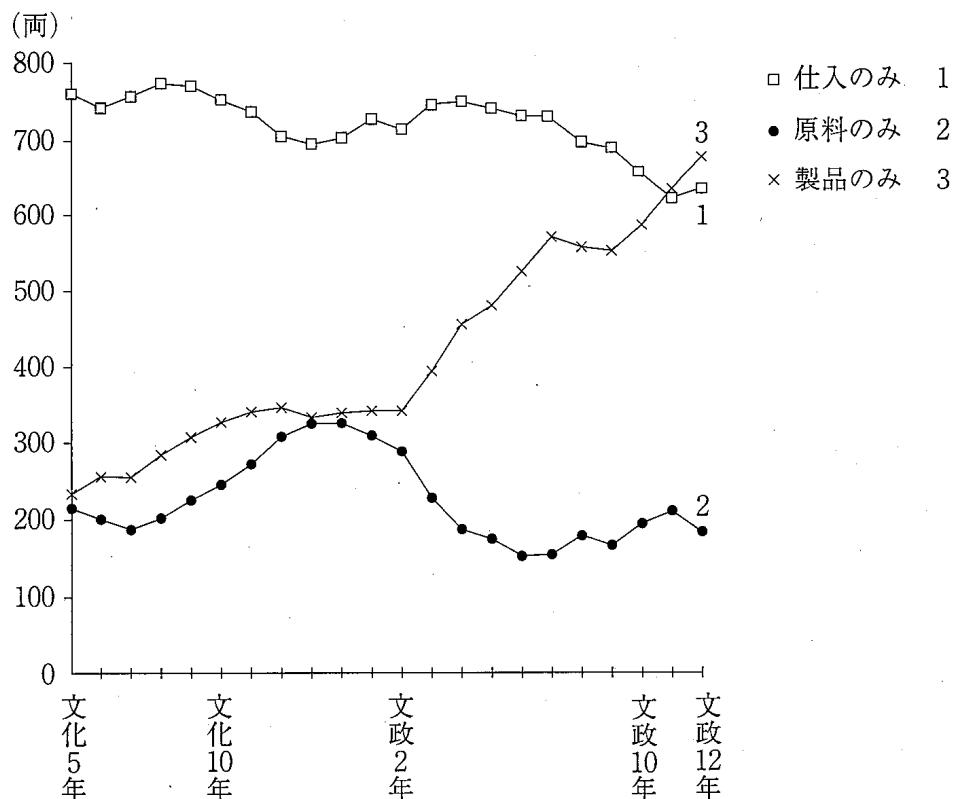
落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

れたものと思われる。

喜兵衛家の醤油醸造業自体に目を向けることにしたい。<グラフ3>で明らかな様に、醤油醸造経営は右上がりの傾向を見ることができ、上昇していることがわかるだろう。その中で、醤油経営において大きなウエイトを占める、仕込・原料（大豆・小麦・塩）および製品の三つの変遷の中で明らかにしていきたい。この三つの側面について、五箇年移動平均で示したのが<グラフ11>である。先に個別項目で明らかにしてきた点と、この<グラフ11>をもとに検討していくことにしよう。

まず<グラフ11>を参照すると、一見して仕込高・原料は右下がりの傾向を示すのに対し、製品在庫分が文化10年ごろから急速に上昇していることがわかるだろう。製品の売掛金が増加していることがわかるのである。

<グラフ11> 喜兵家の醤油醸造経営（分類ごとの店卸し額）五箇年移動平均



注(1) 各年「店卸勘定帳」参照

(2) 「原料」は小麦、大豆の合計

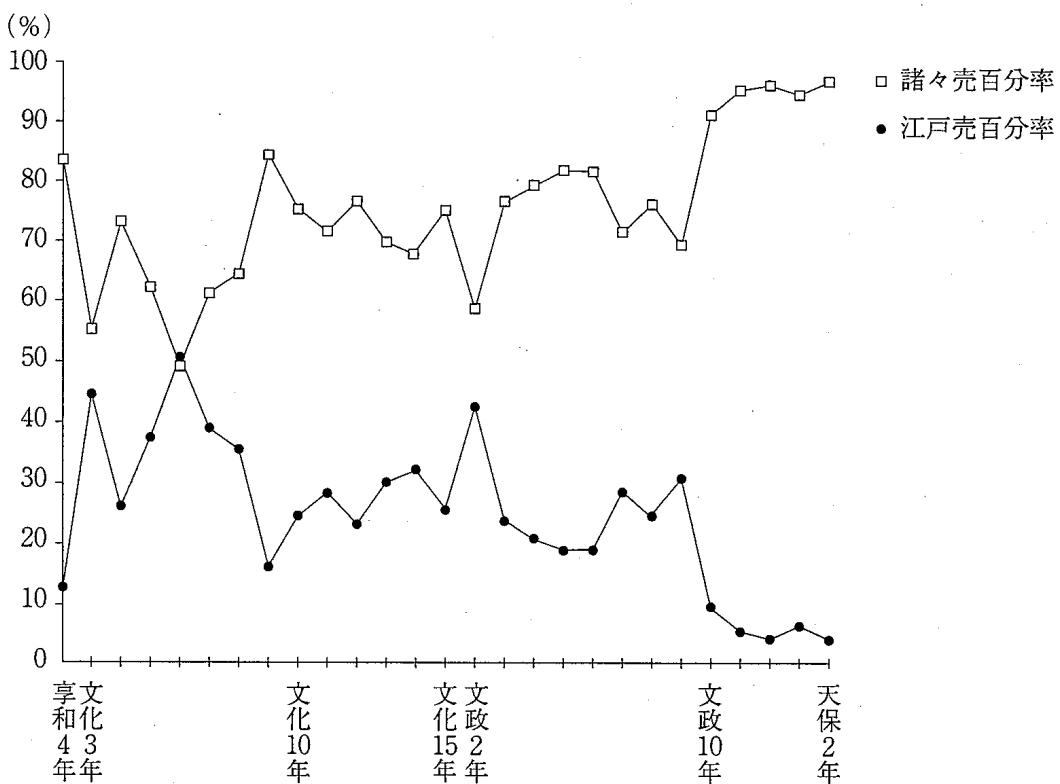
(3) 「製品」は在庫分の合計

「店卸し帳」の中で、製品在庫分に該当するのは「有醤油江戸出し共ニ」「諸々醤油代掛取残分」の二点であり、前者は翌年分の出荷分と江戸売り分を指すのに対し、後者は販売先が江戸以外の地売り分であると考えられる。この二つを百分率で変化を追ったものが＜グラフ12＞であるが（＜グラフ7＞を百分率にしたもの）、これらを見ると文化6年（1809）前後は江戸売りと「諸々売り」がほぼ同じであったが、その後次第に「諸々売り」の売掛金は相対的に大きくなっていく。この点は江戸売りは、代金回収がある程度なされているが、周辺売りは代金回収が滞っていることが示されている。

以上、喜兵衛家の醤油醸造業を振り返ってみると、以下の点を指摘することができる。

醤油醸造経営自体は、その資産総額は上昇しているものの、その実態は製品販売の滞りを示すものであった。つまり、翌年の予定生産高を示す仕

＜グラフ12＞ 享和4年～天保2年における未回収金（百分率）



注(1) 各年「店卸勘定帳」参照

(2) <グラフ7>を元にして百分率にしている。

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

込高は、基本的に減少傾向を示している。こうして考えると、醤油醸造経営全体の資産総額は増加しているが、それは在庫高の膨らみによるものといえるだろう。その結果、醤油醸造業の経営後退は有金の減少と家質経営の停滞となったのである。

全体的な喜兵衛家の経営動向は、家質貸借経営と同一曲線を描いていることから、表面的にはこの点に規定されると考えられるが、実際は醤油醸造業に規定されるということが明らかになるだろう。さらに、醤油醸造業全体の資産上昇は、経営が上向きな傾向を示すのではなく、実は在庫分の滞りを含めた経営後退を意味したのである。この醤油醸造業の経営後退への対応が直接的には原料在庫の減少にみられる合理化の促進と仕込高の減少として表れるわけだが、結果として有金の減少として表れたのである。

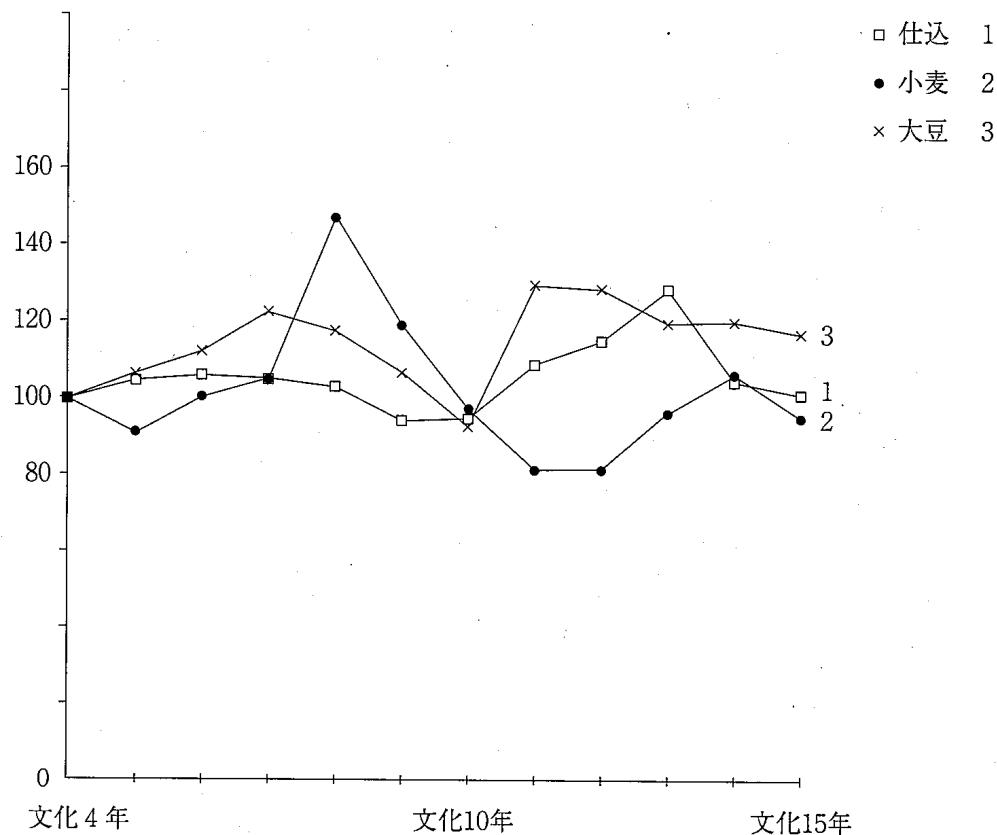
三、近世社会の展開と醤油醸造業

以上、喜兵衛家の経営について、醤油醸造業の問題を中心に明らかにしてきた。その中で、一見安定的な時期として見られる、文化文政期における醤油醸造経営の内実は回収が滞り在庫分を増加させ、経営後退を余儀なくされてきている点を明らかにしてきた。これまでには、喜兵衛家の経営の問題として取り扱ってきたので、本項では近世社会の展開の中で喜兵衛家の醤油醸造業の展開を考えていくことにしたい。

I、原料の価格変動と醤油価格

原料価格の変動は、醤油の利潤、およびそれ自体の価格を大きく規定する要素であり重要である。本項では、価格を規定する意味で重要な原料の問題を、主として小麦・大豆を素材に検討していくことにしたい。原料である小麦・大豆と仕込の価格について、文化四年段階の価格を100として指數で示したのが＜グラフ13＞と＜グラフ14＞である。本来ならば、醤油醸造の価格は製品時の価格を示した方が望ましいのであるが、通年的に明らかにできないことから、仕込の際の価格を示すことにした。

<グラフ13> 文化4年～15年まで仕込額・小麦・大豆の価格の推移（指数）



注(1) 各年「店卸勘定帳」参照
 (2) 文化4年の段階の価格を100として指數計算

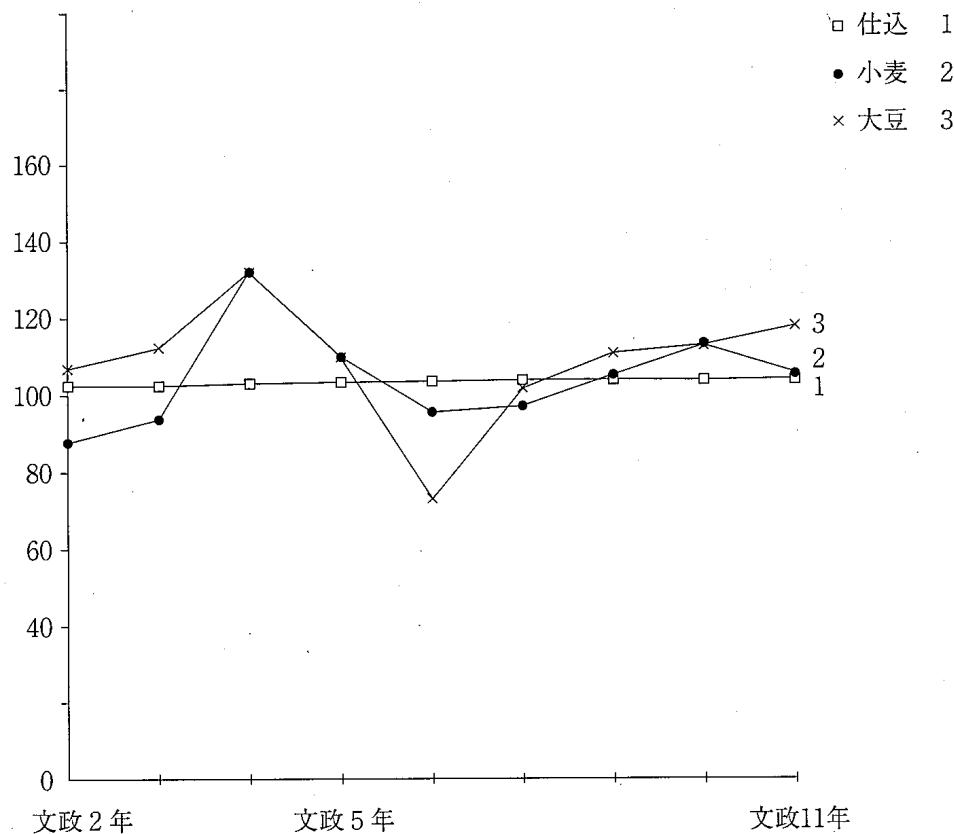
仕込価格は、文化7年（1810）まで若干上昇するが、その後文化9年まで下降し、文化15年（1818）以降天保2年（1831）まで石当たり1両で一定する。それに対して、小麦・大豆の価格は乱高下している。つまり、全体の傾向を分析すると、仕込額は、文化15年ごろまでは小麦・大豆の価格に一定程度対応しているが、その後仕込額としては小麦・大豆の価格に関係なく石当たり1両で一定するのである。

文化8年は小麦の価格が高くなった年であるが、その前年の12月には小麦価格の高騰を理由として<史料3>の様な醤油価格の値上げを願い出ている⁵⁴⁾。

54) 「小麦高値に付醤油値上願」（山崎家文書）

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

<グラフ14> 文化4年～文政11年まで仕込額・小麦・大豆の価格の推移（指数）



注(1) 各年「店卸勘定帳」参照

(2) 文化4年の段階の価格を100として指數計算

<史料3>

乍恐書付ヲ以奉願上候

一御次醤油御用向是迄被仰付難有仕合奉存候、然処此節諸色仕入小麦等
格別ニ直段高直ニ而仕入殊外難渋仕候、右ニ付醤油直段之儀一統値上
ケニ相成、是迄醤油直段高下等も有之候得共、數年御用向相勤候故、
御願茂不仕定直段ニ而壺樽ニ付代五匁八分宛ニ相納申候、此度者格別
之儀ニ御座候故御願奉申上候、然共數年相勤候ゆへ成丈相勵キ奉申上
候壺樽ニ付銀三分つ、御直段御まし被下候様ニ何卒奉願上候、右御聞
濟被成下候ハ、來未年正月より相納候分壺樽ニ付代銀六匁壺分宛ニ被
仰付被下置候様ニ此段偏ニ御願奉申上候、右願之通り被下置候ハ、難
有仕合奉存候以上

文化七年十二月

江古田村醤油屋 喜兵衛 ㊞

御賄御役所

この史料から、喜兵衛家の醤油が御用として賄役所へ送られていることがわかるだろう。同史料は、醤油価格が1樽相当5匁8分であったのを、3分値上げを行い、6匁1分にすることを願い出たものである。この値上げは、賄役所に出されたものであることから、原則としては市場価格の値上げを願い出たものではない。しかし、醤油価格の値上げの理由に小麦などの原料価格の高騰をあげている点は注目できる。事実、文化7年（1810）の「店卸勘定帳」によると小麦の価格は、一俵当たり0, 28両（約1分）であったのに対し、文化8年は0, 4両（約1分2朱）と高騰している。このように、この時期は原料価格がダイレクトに製品価格に対応したと考えができる。この時期は端的に述べると、生産費が製品価格に対応していたと考えることができる。しかし、文政4年（1821）の原料価格の高騰時においても、仕込額が1石1両で安定している。つまり文政期以降になると、原料価格と製品価格は必ずしも対応しなくなっている。

文政2年（1819）ごろから製品在庫が急速に増加することは先に指摘した通りであるが、原料価格と製品価格との乖離はこの時期に対応している。つまり、原料価格が高騰したとしても、製品価格を上げることは販売競争の関係からの後退を意味する。こうしたことから、価格決定の要素が生産価格から市場価格に対応するようになっていくのである。

II. 江戸市場からの後退と組合村議定

喜兵衛家の醤油醸造業が文化5年（1808）まで諸々売りと初荷・江戸売りの比率が5割程度であったのが、文化6年以降諸々売りの比率が高くなっていく。江戸売りは一定程度回収されてきているのに対し、周辺売りは回収に支障を招いているのである。こうした中、江戸で醤油を扱う既存の下り酒酢醤油問屋と地廻り醤油問屋の二つが「関東醤油荷物問屋仲間」と

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

なり、85軒が鑑札の交付を受け、幕府に冥加金を上納する株仲間として公的に成立したのが文化7年（1810）であった⁵⁵⁾。このことは、醤油酢問屋の株仲間結成は、問屋仲間による江戸市場の独占を志向することを意味したのである。

それに対し、喜兵衛家では、文化9年（1812）駒込千駄木に醤油醸造場を設置している。

いずれにせよ、醤油酢問屋の結成は喜兵衛家の醤油醸造業はアウトサイダー的存在として位置付けられるようになり、江戸市場への進出の対応の変化をもたらした。この点、＜史料4＞の文政5年（1822）の直売規定証文を参考しよう⁵⁶⁾。

＜史料4＞

為取替申議定之事

一各方年来造醤油渡世被成候所、文化六巳年十組醤油酢問屋株式

八拾五人被 仰付候ニ付、荷物之義者私共組内江御出し可被成旨通達
仕候へ共荷出し無之様ニ付、去ル文政元寅年中及掛合候処先前より直
売被成壳懸等茂御座候ニ付、俄ニ直売被差留候而者難義之趣被申入候
ニ付、及熟談醤油代金平均壱両ニ付拾五樽ニして口銭古来より四匁八
分宛之処、問屋蔵入ニ茂不相成候故、醤油代金壱両ニ付口銭三匁宛ニ
取究猶又直売員數調方為入用限壱匁式分ツ、差出、右口銭之内差引金
銀壱匁八分宛之割合ヲ以年々三月六月十一月三季取集メ御渡可被成候
趣議定取極候処、今般御懸合ヲ以調入用是迄壱匁式分宛差出し候得共
相改壱匁五分宛ニ取究口銭三匁之内右調入用差引金壱匁五分宛之割合
を以三季ニ可被成御渡御對談相違無御座候、為其為取替申一札仍如件

文政五年三月

十組醤油酢問屋惣代

小網町三丁目兵左衛門店

55) 篠田壽夫「江戸地廻り経済圏とヤマサ醤油」（林玲子編『醤油醸造業史の研究』1990年）

56) 「為取替申議定之事」（山崎家文書）

熊野屋作兵衛

印

本八町堀五丁目平兵衛店

藤村屋利右衛門

印

山崎屋喜兵衛殿

同 新兵衛殿

田代屋義兵衛殿

中野屋八兵衛殿

田中屋又四郎殿

亀屋吉右衛門殿

丸屋半三郎殿

油屋治郎吉殿

山崎屋喜左衛門殿

前書荷物調方之儀員數約定之通明白ニ調被遣候上者疑念ケ間敷儀申掛
ケ入用等ニ抱り申間敷候為念如斯御座候已上

熊野屋作兵衛 印

藤村屋利右衛門印

右の史料は、十組醤油酢問屋惣代が周辺の醤油醸造業者と直売りに関して取り交わした規定証文である。内容について箇条書にすると以下の通りになる。

①文化6年（1809）に十組醤油酢問屋仲間として85名が組織されている。

荷物については、問屋へ出荷すべきであるにもかかわらず、江戸周辺で醸造が行われている九家からは出荷されていないことから、文政元年（1818）に話し合いが行われている。

②醤油造九家は、以前から直売りを行っており、売掛分の回収などを主張し、急に直売りの中止を迫られても困る点を主張した。よって、直売りを容認する代りに口銭を支払うことを決めたのである。

③口銭額は、一般に醤油代金一両相当で4匁8分を受け取ることにしているが、直売りであり問屋蔵入の必要が無いことから直売りの場合は

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

3匁とすることにしたのである。

④この口銭取り決め当初（文政元年）は、3匁の内1匁2分を販売数の調査費用として充当していたが、今回の規定（文政5年）では、1匁5分とすることにした。この点を含めて、3月・6月・11月の三季に納めることにしたのである。

以上の史料およびその内容から、江戸への直売りが行われていた醤油醸造家の九家のうち四家が山崎家の関係者である。江戸の問屋仲間にとては喜兵衛家の様な江戸周辺農村に登場した醤油醸造業者は、アウトサイダー的存在として位置付けられたのである。

以上に見られる、江戸醤油酢問屋仲間の株立や、それに伴う口銭支払は、喜兵衛家の醤油醸造業にとって江戸近郊から販売するという価格の有利性を希薄化させ、江戸市場からの後退を余儀なくされた。こうしたことから喜兵衛家では江戸市場へ進出するためにも、出店を出すことが求められる様になる。事実、市ヶ谷谷町の出店では、文政9年（1826）に醤油酢問屋株を購入した。また、嘉永6年（1853）の問屋仲間再興した後には、市ヶ谷田町の出店は仮組が認められ⁵⁷⁾、駒込千駄木の出店も卸小売渡世を願い出たのである⁵⁸⁾。

文化7年（1810）以降すでに、喜兵衛家の醤油の販売先は「諸々売り」の未回収の傾向が見られるが、こうした中、地域市場の確保への取り組みも見ることができる。<史料5>を参照したい⁵⁹⁾。

<史料5>

「

文政十一子年三月

醤油造渡世取極組合村々議定連印帳

江古田村

57) 「醤油問屋株式諸書留」（山崎家文書）

58) 「駒込千駄木林跡地家持喜左衛門願書」（『市中取締類集三』1961年）

59) 「醤油造渡世取極組合村々議定連印帳」（山崎家文書）

株主 喜兵衛

」

取極議定之事

一村々におゐて農間渡世ニ醤油造致候義者釀造并酒商売いたし候義与違ひ、此度御改革村々取締方被 仰渡候廉ニも別段御沙汰等無之候得とも、右商売之義往古より渡世致來候者格別御料所は冥加永差出願済之上醤油造相始來候処、私領寺社領共近來其儀も無之銘々勝手に右渡世相始候義甚以猥之筋ニ在之、殊ニ右家業体働下男ニ至迄農業作奉公より給金も余分ニ而耕作いたし候より骨折もうすぐ候故、自然与農業奉公可致者も其渡世向江住込候様相成御改革御趣意ニも悖り候義ニ付、當組村々者是迄仕來候醤油造渡世四軒与相定自今以後右渡世相増候義不相成段、組合四拾壱ヶ村内醤油造渡世決而致間敷旨堅く相守可申候、然ル上者組合村々之内ニおゐて万一相背候者在之候ハ、急度取計可申候、依之右取極永々違乱無之旨堅く議定致置候処如件

文政十一子年三月

御改革組合

多摩郡豊島郡四拾壱ヶ村

中野村

百姓代 作左衛門 印

年寄 今右衛門 印

名主 堀江卯右衛門 印

(以下、四十ヶ村略)

醤油造渡世

江古田村 株主 喜兵衛 印

本郷村 同 八兵衛 印

中野村 同 新兵衛 印

同村 同 儀兵衛 印

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

以上が議定証文である。付け加えると、同史料の最後に「醤油造渡世」として、江古田村株主喜兵衛、本郷村同八兵衛、中野村同新兵衛、同村同儀兵衛の記載が見られる。

<史料5>から明らかな点は以下の三点である。

- ①醤油造の当初は、冥加永を出願済の上で開始していたが、最近は勝手に始めている。
- ②また、醤油造の奉公の方が農作業への奉公より給金が高いことから改革組合村結成の際の趣意からも外れる。
- ③今後、中野村外40ヶ村の醤油造渡世は、これまで行われていた喜兵衛・八兵衛・新兵衛・儀兵衛の4人とする。

なお、この議定連印帳が作成された二ヶ月後の5月には、醤油造渡世願人喜兵衛と中野村名主堀江卯右衛門の連記により、同様な主旨で鑑札発行により同業者の制限と仲間会所の設置を願い出ている⁶⁰⁾。宛所の記載が見られないものの、①「乍恐以書附奉願上候」という願書の記載が見られる点、②訴願の許可に際し醤油冥加永と、御場内六ヶ所鳥見役宅所用の筆・墨・紙全部を冥加として上納することを条件としている点、の二点から宛て先は領主に対して出されたとして考えられる。3月の連印帳は、組合村内部の取り決めであったが、それを領主から鑑札などを受け取ることにより、強化を意図したものと考えられるのである。5月に出された訴願は、認められたか否かは不明である。しかし、<史料5>に記載した内容については、議定連印帳であることから、少なくとも組合村内では実効性があったものと考えられる。そして、文政10年（1827）に改革組合村が編成されるが⁶¹⁾、この改革組合村に見られる広域支配の枠を、喜兵衛ほか三名の醤油造渡世人の販売圏として確保することになったのである。

60) 文政11年5月「乍恐以書付奉願上候」（『中野区史』1968年）

61) 「文政十年御取締向御改革被仰渡并四拾ヶ条之趣受小前連印帳」（堀江家文書）

おわりに

以上、「江戸近郊農村における醤油醸造業」と題して、江戸近郊農村に展開した醤油醸造業の経営を多摩郡江古田村山崎喜兵衛家を素材として検討してきた。最後に簡単にまとめておきたい。

山崎喜兵衛家は元文2年（1737）に徳兵衛家より分家した新興の家であった。その後、質屋渡世で一定の資産を築き、質屋渡世分での資産を元手にしてさらに醤油醸造業を開始して家産を伸ばした家である。

史料的な関係から文化・文政期を中心に議論を進めてきたが、喜兵衛家にとってはこの時期が全盛期であったといえるだろう。喜兵衛家の醤油蔵を「くろがねもて、たゝみつくれる様なる、大る庫三四見ゆ」という言葉で表現される。『嘉陵紀行』中の「石神井の道くさ」の作成時期が文化5（1808）年9月といわれるが、まさにこの時期が喜兵衛家の醤油醸造業の全盛期であったのである。

山崎家の経営は、新兵衛の中野下宿への出店を始め、久兵衛の市ヶ谷町、駒込千駄木、そして幕末には市ヶ谷田町と親戚を中心とした出店を配置した。さらに中野下宿の新兵衛は雑穀問屋を営んでいたことから、原料供給の場としても位置付けられたのである。

醤油醸造経営は、江戸近郊という立地条件と共に小麦・大豆の原料供給の利便、塩供給においては伊勢屋との親戚関係、桶屋・樽屋の貸金による桶樽の確保などにより、在庫量を減らし、経営強化を図りつつ、家産の上昇を続けたのである。この家産上昇の過程において、文化期には醤油醸造経営の利益を家質貸借経営へと転化していく中で一層の家産蓄積を図ることになったのである。

こうした中、文化6年（1809）の醤油酢問屋の株立の成立は、喜兵衛家の醤油醸造業に少なからず影響を与えたといえるだろう。特に文政元年（1818）以降江戸直売りの引き換えに醤油酢問屋仲間として取り決めた3匁の口銭支払は、江戸近郊からの販売という価格の有利性を失うことになっ

落合：近世後期、江戸近郊農村における醤油醸造業の展開

たのである。嘉永4年（1851）の問屋仲間再興令に際しては、出店を出していた千駄木の喜左衛門、市ヶ谷田町の喜太郎が積極的に問屋仲間への参加を願い出ている。

文政10年（1827）に改革組合村が編成されるが、翌年文政11年になると「醤油造渡世取組合議定」が取り決められている。それは、中野村外40ヶ村組合村の中では醤油醸造渡世を4人に限定し、新たに醤油造を認めないことを取り決めたものである。このことは、喜兵衛家醤油醸造業の市場の確保への対応として理解できる点である。

まとめとして論点を5点指摘しておく。

第一に醤油醸造経営の問題について、それだけの問題で理解するのではなく、むしろ家産の一つとして理解すべき点を述べてきた。この視点は喜兵衛家の経営から検討しても明らかとなったといえるだろう。つまり、醤油醸造業の利益が必ずしも全てが奉公人や設備投資などに見られる醤油醸造業へと投下されたわけではない。少なくとも文化・文政期では喜兵衛家の醤油醸造業の利益分の多くは家質貸借経営へと充当されていたのである。

第二に、質屋渡世の休業は、醤油醸造開始に際する資金を得ることを目的としていた。醤油醸造業の開始に際しては、設備投資資金と醸造における一定期間が必要であった。この資金は質屋渡世を休業することで充当したのである。なおその後、質屋渡世は再開している。

第三に、山崎家の醤油醸造業の成長の根拠は、親戚の出店・販売、あるいは姻戚関係によるところが大きいだろう。山崎新兵衛の中野の出店は当初雑穀問屋であったように、原料獲得を目的としていた。また、市ヶ谷田町を始めとして各所に出店を設置している。これらの経営については不明であるものの、これらの出店を通じて積極的な江戸売りが展開されたのである。

第四に谷本雅之「銚子醤油醸造業の経営動向」によれば⁶²⁾、鈴木ゆり子

62) 林玲子編『醤油醸造業史の研究』(1990年)

の成果などを踏まえつつ、遅くとも幕末期には都市向けの大醸造家と周辺市場向けの中小醸造家の二層構造を有するようになった点を指摘している。こうした二層構造の背景には、江戸市場への売り場の確保の問題や直売りに伴う問屋仲間への口銭支払、それに伴う価格差の是正などが大きな要因であったことは、念頭におく必要があるだろう。天保3年以降の分析は後日に期したいが、少なくとも天保12年（1841）の棚勘定帳を参照すると、田舎醤油代残が43両に対し、江戸分が102両となっている⁶³⁾。天保12年12月に株仲間解散が行われるが、これらを踏まえつつ今後の課題としたい。また、あわせて地域売りに対しては組合村議定書を作成し、新規に醤油醸造を行うことを認めていない。地域市場の確保が図られていたのである。

第五に価格の決定要素についてである。価格の決定は原則としては需給関係によって決められるわけだが、現象としては、市場の同一商品の価格の関係で決められる市場価格と、生産費を念頭に据えた生産価格の相互の兼ね合いによって決定されるということができるだろう。前者は問屋など流通関係が中心に決定される場合であり、後者は生産者が中心に決定される場合といえる。こうした価格決定の要素が市場の問題を言及する上で重要といえるだろう。本論では、文化・文政期の流れの中で、生産価格から市場価格へとシフトしていくことが示すことができたと考える。

本論は、文化・文政期における醤油醸造業について江古田村の山崎喜兵衛家を題材に検討したものである。時期的にも、地域的にも限定されたものである。今後、問屋仲間の動向や大規模醸造家との関係、天保期以降の経営動向については、今後の課題としていくことにしたい。

63) 天保12年「去子年目出度棚勘定帳」